

平成20年第2回定例会 老 岐 市 議 会 会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

平成20年6月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 12番 中村出征雄議員
- 10番 豊坂 敏文議員
- 14番 中田 恭一議員
- 17番 大久保洪昭議員
- 22番 近藤 団一議員
- 11番 坂口健好志議員
- 5番 坂本 拓史議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (25名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 音嶋 正吾君 | 2番 町田 光浩君 |
| 3番 小金丸益明君 | 4番 深見 義輝君 |
| 5番 坂本 拓史君 | 6番 町田 正一君 |
| 7番 今西 菊乃君 | 8番 市山 和幸君 |
| 9番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 坂口健好志君 | 12番 中村出征雄君 |
| 13番 鵜瀬 和博君 | 14番 中田 恭一君 |
| 15番 馬場 忠裕君 | 16番 久間 進君 |
| 17番 大久保洪昭君 | 18番 久間 初子君 |
| 20番 瀬戸口和幸君 | 21番 市山 繁君 |
| 22番 近藤 団一君 | 23番 牧永 護君 |
| 24番 赤木 英機君 | 25番 小園 寛昭君 |
| 26番 深見 忠生君 | |

欠席議員（1名）

19番 倉元 強弘君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君 総務部長 小山田省三君
市民部長 米本 実君 保健環境部長 山内 達君
産業経済部長 山口 壽美君 建設部長 中原 康壽君
消防本部消防長 山川 明君 病院事業管理監 市山 勝彦君
病院管理部長兼病院事務長 山内 義夫君
教育次長 白石 廣信君 総務課長 堤 賢治君
財政課長 牧山 清明君
会計管理者兼会計課長 目良 強君

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

倉元強弘議員から欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。

これより議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（深見 忠生君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め、50分以内となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

質問通告一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、12番、中村出征雄議員の登壇をお願いします。

○議員（12番 中村出征雄君） 皆さん、おはようございます。新しい壱岐市が誕生し、はや5年目を迎え、先般、4月に行われました市長選挙におきまして、第2代市長として見事当選の栄誉を勝ち取られました白川新市長に対し、まずもって、心からお喜びを申し上げます。今後の白川新市長の御活躍を大いに期待をしております。

それでは、通告に従い、大きくは2点、7項目について、市長にお尋ねをいたします。

まず、質問の1点目、固定資産税等不公平税制の是正と今後の対応についてであります。

課税については、公正・公平でなければならないのは当然のことであります。また、壱岐市の厳しい財政状況の中、自主財源の確保は必要不可欠であります。新市長は市民の感覚・思いを肌で受けとめ、政策を提言し、スタートをなされたわけでございます。

そこで、各政策の早期到達、実もある結果を出すためには、前市政が今日まで抱えてきた問題点を解決することこそが原点であり、また、出発点でもあると考えます。傷口をこれ以上大きくしないためにも、このことに早急に着手し解決することが、改革の第1歩であると思います。

(1) について、旧郷ノ浦町において、平成6年度、3年に一度、行われます固定資産税の評価替えの問題であります。旧郷ノ浦町議会でも、特別委員会を設置され、協議がなされたと聞いております。壱岐市合併直前の平成15年12月議会において、1,300人分、5,280万円の固定資産税の還付金が計上され、還付が行われ、そしてその後、合併後の市議会においても、評価がえに伴う固定資産税還付金が計上されております。

旧郷ノ浦町時代から現在までの評価替えに伴う固定資産税の還付人員及び還付金額は幾らになるのかお尋ねをいたします。また、固定資産税還付金未済額及び還付金未済人員についても、あわせてお尋ねをいたします。

次に、(2) について、地方交付税との関連ではありますが、通告書には基準財政需要額の減と記載しておりましたが、基準財政収入額の誤りでありますので、訂正をいたします。

誤った固定資産税を課税して還付した場合、地方交付税の算定となる基準財政収入額が減となり、還付金の75%は交付税措置されるのではないかと思います。その措置は、とられておるのかどうかについてお尋ねをいたします。

次に、(3) についてであります。平成6年度の固定資産税評価替え問題で、いまだに納得されず、未解決の方が16名おられるとのことですが、旧郷ノ浦町時代に監督官庁であります長崎県より、何度となく是正すべきとの指導があったかにお聞きをいたしております。

このまま放置いたしますと、市民の信頼を失い、ほかにも波及し、市政全般に大きな影響を及ぼすことは必至であります。市長は、所信表明でも述べられたとおり、今後、関係者の方々と対話の精神で臨んでいただきたいと存じます。市長は、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

以上3点について市長の答弁を求めます。

○議長（深見 忠生君） 中村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 中村出征雄議員の御質問にお答えいたします。

固定資産税等課税不公平の是正と今後の対応について、これは旧郷ノ浦町の問題であるわけですが、そのことについて質問でございます。

この問題は、平成6年度に発生した問題でございます。今から15年も前にさかのぼるわけでございます。この問題につきまして、まず、平成19年度末の状況はどうかということでございますが、平成19年度末におきまして、郷ノ浦町土地見直しにかかわる還付人員及び還付額は、固定資産税、都市計画税、国保税合わせまして2,625件、金額にいたしまして5,208万1,500円でございます。

平成19年度末還付未済額及び人員は、同じように、固定資産税、都市計画税、国保税合わせまして11件、30万3,000円でございます。

2項目の交付税検査の件でございますけれども、平成17年度に交付税検査を受けております。その結果、平成13年度及び平成14年度分について、錯誤措置を行っております。基準財政収入額に変更が起こるわけでございますけれども、実は、郷ノ浦町土地の見直しにつきましては、全体的な見直しを行っておりますために、減額をした土地、それから増額をした土地というのがございまして、結果といたしまして、13年度錯誤措置額は、13年度がプラス265万5,000円、14年度がプラス173万1,000円となっております。これは、議員が御指摘の趣旨とは逆に、基準財政収入額が減るという結果につながっております。

御存じのように、交付税措置につきましては、5年しか遡及いたしませんので、17年度の検査におきましても、13年、14年しか対象にならなかったということ、そういう意味では、非常にマイナスが少なかったんじゃないだろうかという気持ちをいたしております。

次に、3点目の現在の未解決の方の人数ということでございますけれども、現在11名、これは市内で9名の方、そして、島外方で2名の方が未解決でございます。

ところで、島外の方お二人につきましては、今年度、20年度の税に充当していいよという御連絡をいただいておりますから、島外の方については、解決のめどが立っておるものと思っております。

市内の9名の方が未解決ということでございます。この件につきましては、15年もの間、この状況を今日まで引きずっているわけでございます。いまだ未解決ということは、税行政事務の懈怠（けたい）と言わざるを得ないと思っております。この御批判は真摯に受けとめまして、早急に関係者と話し合いを行いまして、早期解決をしまいたいと思う次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中村議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 2番目については、もう十分理解をいたしました。

今、市長が申されたように、市政の運営は、市民の信頼が最も大切なことだと思います。市長も、これまで納税者の生の声をお聞きになったことと思います。早期に解決しないと、長引けば長引くほど解決が困難となり、また、訴訟等にならないよう、解決のために、内部委員会はもちろんのことでありますが、外部委員会等をつくるお考えはないのか。

これから、市長みずから誠意を持って解決に努力していただきたいと思いますので、再度、市長の答弁を求めます。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 内部委員会、あるいは外部の方を入れての委員会をつくるきはないかということですが、まずは、私が当事者とお会いして、過去の担当者と同席のもとに、事情を調べた上での判断にいたしたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中村議員。

○議員（12番 中村出征雄君） この問題は、先ほど申されたように、旧郷ノ浦町政、そしてまた前市政と長い間の問題でありますので、どうか市長のリーダーシップを発揮されて、解決されることを期待して、次の質問に移ります。

質問の2点目ではありますが、老岐市民病院給与構造の改革について。

全国の自治体病院は地域における基幹的病院として小児医療、救急医療などの不採算部門やがん治療等の高度な医療、そして過疎地における地域医療を担うなど、採算性確保の上で困難な状況であります。

先般、総務省より公表された平成18年度公営企業決算概要によります自治体病院の経営状況は、経常損失を生じた事業者が78.9%となり、昭和48年以来、33年ぶりに70%を超える非常に厳しい結果となっております。

ちなみに、平成17年度が68.7%が赤字、16年度が66.2%に対し、年々悪化の一途をたどっている状況であります。全国自治体病院の18年度における経営状況が悪化した主な要因としては、患者数の減少や診療報酬が3.16%引き下げられたこと等が大きな要因とされております。県離島医療圏組合、九つの病院の平成18年度決算の状況ではありますが、経常収支赤字額は9病院全体で1億9,400万円となっており、九つの病院のうち、6病院が経常損失となっております。

ちなみに、壱岐市民病院の平成18年度の決算では、3億4,122万円の経常損失となっており、累積赤字は12億7,802万円となっております。

また、平成20年度予算においても、1億7,260万円の赤字予算計上で、累積赤字額は14億5,000万円程度となる予定で、依然厳しい状況が続いております。

これまでも病院経営の改革について、何回か質問してまいりましたが、病院経営の大部分を占める人件費について、今後、人件費の縮減は避けて通れない喫緊の課題であると思います。

白川市長の選挙公約で、総人件費1割以上圧縮を公約され、そして既にさきの所信表明でもその旨述べられたところであります。

こうした観点から、今回は市民病院と同規模の県離島医療圏組合病院で対馬市のいづはら病院、病床数が一般病床154床、精神病床が45床、計199床、壱岐の病院は200床であります。別添、お手元の資料で比較しながら質問をさせていただきます。

(1) についてであります。壱岐市民病院予算書の給与費明細書に、平成17年度までは級別の職員数の記載がありました。そういったことで級別の職員の状況が一目瞭然としてわかっておりましたが、公開の原則に反して、平成18年度より級別人員の記載がなくなったのはなぜかお尋ねをします。

また、公営企業法や同法施行規則12条及び別表8の2では、様式が示されております。級別職員数を記載することになっているが、その規則内容、様式等が変わったのかどうか、お尋ねをいたします。

次に(2) についてであります。これまで病院経営改革について、離島医療圏組合病院と比較して何回となく質問してまいりました。特に人件費の関係について、質問してまいりましたが、一貫して人件費、職員給与費等については、県の離島医療圏組合病院に準じておりますという答弁でありました。もちろん初任給、給料表、諸手当、退職手当等については、全く同じであります。別添いづはら病院との比較表でご覧をいただきたいと思います。

病院職員の8割を占めるのが医療職の3そして医療職の2の職員であります。申すまでもなく、1級から6級までありますが、数字が多くなるほど昇級金額の間差額、そして給料が高くなる仕組みになっております。いづはら病院の方が医療職の職員数が表にもありますように、壱岐市民病院よりも正職員は15名多くなっております。いづはら病院の1、2、3級を見ていただきますとわかるように、1級が27名、2級が41名、3級が36名、計の104名で医療職全体に占める割合は何と83.9%となっております。壱岐市民病院では、1級は0名、2級は19名、3級は21名、計の40名、率にして36.7%となっております。逆に4級、5級については、いづはら病院の19名、15.2%に対して、壱岐市民病院は52名、47.7%で、4級、5級の方が約半数を占めております。また、6級についてはいづはら病院では1名、約1%に対して、

市民病院では何と17名、15%となっております。

市長はこの表をご覧になって、どのような御感想をお持ちか伺いたします。

次に(3)についてであります。級ごとの標準的な職務内容について、離島医療圏組合病院では、例えば医療職の3の場合、1級が准看護師、2級が保健師、助産師、看護師、そして3級が副看護師長、主看護師、そして4級が看護師長、5級が看護総師長、そして副看護部長、6級は看護部長となっております。市長はこのような状況に対して、またどのようにお考えを持っておられるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

もう1点については、市民病院では級別の職務内容はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

また、かたばる病院についても同様であわせてお尋ねをいたします。

次に、離島医療圏組合病院では、予算書の中に級別職務内容について、詳細に記載をされておりますが、市民病院の場合には、そういった記載はなくて、多分規則か何かで定められておると思いますが、そういった記載の必要がないのかどうかについても、あわせてお尋ねをいたします。

(4)についてであります。 (2) で述べたとおり、1級から3級までの職員の比率がいはら病院では先ほども申し上げましたように、83.8%に対し、壱岐市民病院では36.7%となっております。そして、6級については先ほど申し上げましたが、いはら病院では看護部長1名に対して、市民病院では17名となっております。わかりやすく言えば、勤続年数により役付には関係なく、上の級に渡れるという、その運用に大きな問題は問題があるのではないかと思います。市長はこのことについて、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

また、わたり運用はどのようになっているのか、これについてもお尋ねをいたします。

以上、4点について市長の答弁を求めます。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市民病院の給与構造についての御質問でございます。

私はマニフェストの中で、市民病院の改革は真っ先にやるのだということを申し上げてまいりました。それは給与も当然でございますけれども、市民病院のあり方について、主として述べてきたところでございます。しかしながら、この給与の是正と申しますか、改革と申しますか、これも避けて通れない問題だと考えておるところでございます。

まず、(1)の予算書に級別職員数の記載がされなくなった理由はなぜかということですが、これは平成18年度につきましては、平成18年4月1日から給与構造の改正に伴いまして、給料表の級の統合、分割が実施されましたために、前年度との級別の比較が困難となったという状況がございます。そういうことで、一般会計に準じて記載をしておりませんでした。し

かしながら、議員御指摘のとおり、地方公営企業法施行規則に規定されており、当然記載すべきであり、記載漏れがありましたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。次第でございます。今後は速やかに是正をいたしたいと思っております。

(2) の20年度予算級別職員数比較表を見てどう思うか、感想はどうかということでございます。このことにつきましては、離島医療圏組合においては、既に級別標準職員表の見直しがなされて、職務級の原則にのっとり適正な給与体系が確立しております。壱岐市の御提供いただいた給料表の分布図を見ますと、これはやはりいびつな分布であると認識をいたしております。壱岐市におきましても、給与体系の適正化を図る必要があると考えております。

(3) の壱岐市民病院における標準職務表はどうなっているのかということでございますが、壱岐市民病院におきましては、医療職3の場合、特に困難な業務を行う助産師、看護師及び相当の経験を有し、特に困難な業務を行う准看護師であれば、すべて6級まで昇格できる標準職務表の内容となっております。これはかたばる病院も同様でございます。したがって、先ほど申し上げましたとおり、職務級の原則にのっとり適正な給与体系の確立が必要であると考えているところでございます。

また、級別職務内容につきましても、壱岐市初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則において定めてはございますけれども、(1) の級別職員数と同様に、当然記載すべきでございまして、記載漏れがありましたことに対しまして、深くおわび申し上げますとともに、今後は速やかに是正をいたします。

(4) についてでございます。給料表のわたり運用についてどうお考えかということでございますが、平成19年度における市民病院の医業収入に占める人件費の割合は、平成18年度に比べまして医業収入が1億8,000万円程度でございますけれども、増加をいたしましたことに伴い、若干低下はしておりますけれども、依然として70%を超える非常に高い値を示しております。この状況は単に医業収入の増加対策と人件費を除く他の経費の削減で改善できるような段階ではございません。議員御指摘のとおり、健全経営を目指す上で、人件費が大きな障害になっていることは、私自身十分認識いたしております。わたり運用を含めた職員給与の見直しは、避けて通れない重要課題であると認識をしているところでございます。ただ、この運用面につきましては、職員の勤務状況に関するところでございます。十分職員組合と話し合っていきたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中村議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 大体、わかりましたが、県離島医療圏組合病院においては、平成18年4月1日にすべの九つの病院で給与構造の改革が実施をされております。その結果、枠

外の昇給制度がなくなり、そして最高号俸に達している職員は昇給できない方が多く出られておるといふことであります。もちろん給与については改革する現在の時点での支給された給与は当然、医療圏組合病院の場合にも18年3月31日の時点での支給された額を補償する、現給補償の考え方をとっておられます。

また、そういったことで平成20年度の離島医療圏組合の全病院の予算書の昇級欄を見てみますと、昇級するのは、全職員の50%かあるいはそれ以下とほとんどの病院がなっております。ちなみに壱岐市民病院では特殊な方を除き91%の方が昇級を20年度はされることになっております。もちろんいろいろ、改革前ですから、当然そういったことはあるのは当然です。同じように、長崎県立病院についても、医療圏組合と同等の、同じ方法で既に給与構造改革も実施をされておりますので、再度、市長の答弁を求めます。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 級別分類表につきましては、私は総人件費の1割以上圧縮という公約の中で、並行して進めていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中村議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 当然、先ほど市長が申されたように、地方公務員法に基づき、労働条件の変更については労働組合との労使交渉事項でありますので、一日も早い解決を求めて、私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

〔中村出征雄議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって、中村議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） 次に、10番、豊坂敏文議員の登壇をお願いします。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

○議員（10番 豊坂 敏文君） それでは、白川市政の所信表明、並びに、初議会の施政方針に対し、通告に従いまして質問を行います。

まず、その前に、市長に苦言を一言。人件費の無駄遣いとか、壱岐市の無駄遣い本部とか、よくないこの語句が、みずからも表現の適正化についてよくないと認識をしているという字句もあります。そういうことならば、早急に何か改名をされた方がいいという苦言を申し上げておきます。

では、一般質問に入りますが、農地流動化奨励補助金の交付要綱の件でございますが、現行65歳以上の借り受け人は、これは認定農業者を除くわけですが、支給をされていない理由につ

いて質問をいたします。

65歳以上に問題がありますが、現在の実体に即応していない。特に、2005年の統計では、農家戸数3,026戸ありますが、その約半数は65歳以上の農家であります。

農業者年金の受給者の方は、老齢年金含めて500名程度、現数おります。これは農業者年金に合わされた年齢制限という形を考えておりますが、農業者年金とこの農地流動化の奨励金の交付というのは私は関係ない。農業者年金の受給者の方は、既に農業経営をそのかわり移譲をしているわけですから、その方たち500人については、今は老齢年金、あるいは経営移譲年金が出ております。

ただ、外の人たちについては、この農地流動化の適用は、年齢制限なしにすべきだという考え方を持っておりますが、市長のお考えと、それから今までの要綱は、今まではどうもされないわけですが、この要綱について私は改正の必要があるという感じをしておりますが、市長の御見解をお願いしたいと思います。

それから、2番目の3件については、もう省きます、あとの質問が多いですから。簡明によりしくお願いします。

○議長（深見 忠生君） 豊坂議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 豊坂議員の御質問にお答えします。

まず、質問の前に、無駄遣いというのは、表現が適当でないという御指摘でございますが、私は、人件費は無駄遣いという言葉は適当でないと自覚しております。しかしながら、経常経費を減らすんだと。人件費を含めて経常経費の無駄遣いを減らすんだということで、「無駄遣いストップ本部」というものを立ち上げております。

したがいまして、人件費については、確かに無駄遣いというのは表現適当でございませんけれども、全体ひっくるめて、とにかく経費を減らすんだという気持ちを持っておりますので、「無駄遣いストップ本部」という名前は、そのままにさせていただきたい。そのことが、住民の方にも一番わかりやすいと考えているところであります。

それでは質問にお答えいたします。

市内65歳以上の方で農業者年金の受給者は、当然、農地流動化補助金については非該当としていいけれども、農業者年金を受給していない65歳以上の方は該当すべきじゃないかという御質問だったと思いますが、それにつきましても、やはり65歳という1つの年齢というのは引かないと、あなた、農業者年金もらっとるから該当しないよとか、農業者年金もらってないから該当するよというようなことは、余り好ましくないんじゃないか。ある一定のやっぱり線というのは引かないといけないのじゃなかろうかと思っております。

あと2項目については、もういいということでございますので省略いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 年齢を改正したくないという答えですから、もう少し、これについて言います。

農業者年金は、既に農地を移譲しているわけですね、経営移譲しています。第3者、あるいは後継者に移譲しているわけですが、ほかの方については、農業に従事しているわけですね。

年金をもらっている人については、もう移譲しているから、そのかわりの年金がある。それは500名ですから、約3,000名の今の農家戸数がおって、その半数以上が、もう65歳以上ですよ。65歳から75歳というのは、まだぴんぴんですよ。その人たちに奨励金やらんというのは、私はどうも納得がいきませんが、それはよく検討して早く改正するようにお願いをします。

それでは、あと次いきます。公共施設の耐震化についてと、それから公共トイレの改修計画、これについて質問をいたしますが、まず、教育施設の小学校については、今年、体育館だけ、郷ノ浦、芦辺、勝本の3カ所の事前調査をするということが出ておりました。

その他のこれは幼稚園、それから小中学校、社会教育施設等の施設は、今度は体育館だけですが、まだ、いろいろ校舎、あるいはほかの施設もありますが、それは、いつ事前調査するのか。

そしてまた、今度の中国の四川大地震でも、学校施設の倒壊がひどいです。これは早くやらないと、いつ震災が来るかわかりませんが、そういうことを合わせまして、今、具体的な改善計画を20年度に改修促進計画を作成して、年次的に調査・改修を実施するとの教育長の答弁がありました。これについて進捗状況をお願いしたいと思います。

それから、あわせて公共トイレの改修計画ですが、壱岐の島のイメージアップのために、落しのトイレの改修を早急にすべきだ。まだ水洗化されてない、簡易水洗もされてないところがあります。こういうところの水洗化への改修はどのように考えてあるか。これ以外、教育施設も相当ありますし、一般の駐車場兼公園等のトイレもあります。これを早く改修し、トイレがもう老朽化した場合は、それは廃止してもいいと思います。そういう目配りを答弁でよろしく願います。

○議長（深見 忠生君） どちらが答弁されますか。（「それは、教育長が学校関係で、一般施設については市長、願います。時間がないですから早く願います。」と呼ぶ者あり）

須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 10番、豊坂敏文議員にお答えをいたします。

教育施設の耐震関係の対応と進捗状況についてでございますが、現在、市内には、幼稚園、小

学校、中学校に校舎・体育館を含めまして248棟の建物がございまして。このうち、文部科学省の指導対象となりますのは、非木造の2階建て以上、または延べ床面積200平米を超える建物でございまして。

耐震診断を必要といたします、昭和56年以前に建設されたものが、園舎・校舎合わせて70棟ございまして。また、体育館が18棟ございまして。これらは、私どもの先輩の方々が教育熱心の壱岐の風土ということも関係ございまして、離島振興法を利用されての建設でございまして。

このように、多くの耐震化につきましては、耐震優先度調査、耐震診断調査、耐震補強設計、耐震改修促進計画、そして補強工事の施工という具合に、多額の一連の予算を必要といたしますが、学校施設は、もう子供の安全にかかわる重要な施設でもございまして、また、中国の例を引かれましたように、災害時には、壱岐市民の避難場所ともなるべき施設でございまして。

今年度より、財政状況を見ながら、年次的に耐震診断を実施させていただくことになりました。その後、補修・改修促進計画を策定いたしまして、現実的な改修工事へと一連の作業が進んでいく状況でございまして。よろしく申し上げます。

学校トイレの水洗化でございまして、幼稚園、小学校、中学校の校舎内のトイレはすべて水洗化が完備をいたしております。残るものは、体育館や運動場などのいわゆる外便所のトイレでございまして。この水洗化されてない外便所が、小学校6校、中学校3校ございまして。これらの分につきましては、衛生的な問題もございまして、今後、緊急的に急ぐものから整備をしていきたいと思っております。緊急的に急ぐものからということでございまして。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 公共施設の耐震化についてお答えをいたします。

今、教育長が申しましたように、実は、2年前の福岡西方沖地震、壱岐には地震はないと言われておりましたけれども、現実にあったわけでございまして。

そこで、やはり先ほど、教育長の話もありましたように、避難箇所、公共施設のうちでも、そういう災害の際の避難箇所について優先をしたいと思っておるわけでございまして、現在、ハザードマップの中に、そういう避難場所として指定された公共施設が、学校施設を除いて32施設ございまして。

しかしながら、財政の面もございまして。まずは、学校の体育館など、学校関係の避難施設をまず優先して、その後ということを考えております。非常に耐震診断そのものも金がかかります。設計もかかります。実際、工事をするのにも物すごい金がかかります。こういったもろもろの制約がございましてけれども、なるべく人命にかかわることとございまして、なるべく早くやりた

いという気持ちでございます。

それから、公共施設のトイレでございますけれども、今、把握いたしております、いわゆる水洗でないトイレが30カ所ほどございます。これにつきましても、観光客、あるいは子供たちのことも考えまして、早い時期に、年次的に計画をして改修をしていきたいと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 先ほど、その耐震については、指定避難場所、68カ所あります。そのうち市長が言われましたように、学校が36カ所、その他が32カ所あるわけですが、その他でも耐震化を早くしなければならない。

特に、中央公民館等は、もう海拔、同じぐらいになります。そういうところの耐震強化というのは、診断を早くするような必要性があると思います。そういうところについて、早く耐震の調査をされるようお願いをしておきます。

それから、トイレの問題については、緊急的に急ぐものというよりは、観光客、利用客が多いところから改修せんと、何が緊急的か急ぐか、もう、それは二重に言っているわけですから。実際には、利用度が高いのからせんとできんですよ。それはよろしく願いをします。

そして3番目いきます、あと36分、農業振興について質問します。

まず、生産組織、今年5月末で33団体あります。現行、水稻と転作を、まあ転作物型で運営されておりますが、今後、生産組織の健全育成化に向けた作物に取り組みなきゃならないと、そうしないと運営できない状況下にあります。本市の経済事情の大きな要素と思いますが、具体的に園芸作物あたり振興策をお聞かせ願いたい。

熊本県天草の三角のすぐ隣に、小島があります。23戸で23億円の洋蘭の園芸施設があります。もう、こういうこともあわせながら、園芸作物の振興は、ぜひしなければならない。今の壱岐の主幹作物では、この生産組織は堅持できないという考えのもとから、この質問をいたしております。

それから、2番目に、肉用牛8,000頭達成のために、この方策はということで伺っておりますが、今年の4月と6月の子牛競り牛の販売価格の平均が、4月が51万円、6月が41万円、10万円の差があります。こういうふうに、今まではよかったということ言われよるわけですが、現在、肥育農家の経営が飼料の高騰とかこういう要因があつて、それでも壱岐農業を堅持するためには、今は畜産振興が大事です。で、そのために、肉用牛8,000頭達成に向けた次の取り組みが急務であると考えます。

まず、8,000頭を飼育するなら、粗飼料の確保、稲わらはもちろん、飼料用水稻の栽培振

興、それから、2番目には高たんぱくのトウモロコシ等のやはり飼料対策、このトウモロコシ等の作付の振興、そしてまた、この耕畜連携の推進をしなければならないと思います。このことが、市長の標語、揺るぎない産地づくり・振興になることを考えますが、この件についても、後でお願いをします。

次に、第10回の全国和牛能力共進会に向けた壱岐市独自の取り組み方について質問をいたします。

4年後には長崎県で開催されることにかんがみ、本市として、畜産壱岐牛の名声アップに、この間、どのような企画を検討されているのか。

例えば、和牛共進会を現在は2年置きにやっておりますが、毎年の和牛共進会の実施を、これは農協、市が協賛しているわけですが、そういうハード事業をやりながら、あるいは、ソフトとして集落型の畜産組織の確立、これは地域のみんなで、1人だけの出品じゃなくて、地域が出品できる体制づくり、こういうソフトづくりができないかということを提言しておきます。

以上について市長の考えをお願いします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まず、農業振興についての御質問でございます。

生産組織、団体の健全化方策は、健全化に向けた作目をという御質問でございます。

現在、壱岐市には、先ほど申されましたように、品目横断的経営安定対策に対する特定農業団体が（「32」と呼ぶ者あり）、32あるそうでございます。特定法人が1組織ありますので33ということになります。

議員御指摘のとおり、ほとんどの生産組織の作目は、米、麦、大豆の作付が主体でありまして、補助金を除けば、経営に見合う収入確保が困難な状況にあると思われての質問と存じます。市といたしましては、やる気があり、自主・自立で法人化を目指す、農業団体の組織を中心に支援していく方向でございます。

また、健全化に向けた作目ということでございますが、市といたしましては、具体的な品目には言及しかねるところでございます。

しかし、生産組織と壱岐市農協、行政、壱岐市農業改良普及センター等でございますけれども、一体となって、産地としてのブランド化を目指す必要のある施設園芸作目については、推進をしまいたいと存じておるところでございます。

次に、農業振興についてでございます。

肉用牛8,000頭を達成するための方策は、特に、粗飼料確保対策等についてということでございます。

けさの西日本新聞を見られたかと思いますが、国が緊急飼料の高騰に向けまして、7,300億円を拠出するという新聞記事が載っておりました。これは、1年間に4%以上の負担を農家に求めないということであるようでございましたけれども、その4%を国が堅持するということが載っておりました。

そういったことで、私は、濃厚飼料の購入価格に補てんができるのかということで、少し胸をなでおろしたところでございます。

そこで、ここ数年、子牛販売は高値で推移をしてございましたけれども、議員御指摘のように、今年の6月末には19%という急激な値下がりでもございました。今後の動向が非常に気になるところでございますけれども、先ほど申しましたように、政府も本腰を入れているということで、ぜひ、政府の対応を望みたいところでございます。

農家の意欲と経営所得保持のために、和牛改良対策事業、増頭対策事業等に取り組み、揺るぎない産地づくりに努めたいと思うところであります。

壱岐市農協の目標であります肉用牛8,000頭達成に向けましては、国・県の補助事業を有効に活用しながら、必要な牛舎、堆肥舎、飼料生産機械、家畜導入事業等の整備を推進してまいります。

また、国・県の補助事業にのらない牛舎の増築などの小規模の施設整備につきましては、壱岐市単独事業を補完的に活用した増頭推進をいたしております。

繁殖牛における増頭対策は、先ほど、議員御指摘の良質粗飼料の確保は重要であると認識しておりますので、県事業の営農強化モデル事業に取り組み、裏作を推進し、農地の高度利用を図っているところであります。また、あわせて、遊休農地の利活用等も推進し、粗飼料の作付面積拡大につなげてまいります。

生産コストの低減と貯蔵飼料の確保を図るために、壱岐市機械銀行や地域の機械利用組合による梱包などの収穫作業受委託も推進しているところでございます。

なお、飼料生産機械の導入につきましては、従来どおり、国、県補助金補助事業の活用を図ってまいりたい所存でございます。

第10回全国和牛能力共進会に向けての具体的な取り組みは、平成20年度に開催をされる第10回共進会でございますけれども、この機会を通じまして、ぜひ壱岐牛のアピールをしなきゃいけないと思っております。

県におきまして、第10回全国和牛能力共進会長崎県実行委員会が、19年5月に設立されております。壱岐市の基幹作目である肉用牛は、農業振興の大きな柱として、特に重要でございます。

本大会は、壱岐牛を全国にアピールし、名声を上げる絶好の機会であります。出品対象上の確

保といたしましては、長崎県の全共長崎大会出品対策事業を活用し、全共で上位入賞を期待できる出品牛を確保するとともに、優良系統牛育成対策事業より優良系統牛の導入、更新も推進してまいります。

先ほど議員御指摘の地域が連携して出せるような組織をとということでございますが、議員の所属されております地区は、過去においても、そういう地域が一丸となって出品をされておりました。ぜひ、そういったところを見習うように持っていきたいと思っております。

事業の推進及び具体的な取り組みに当たりましては、第10回全共壱岐地域協議会と十分に調整・協調を図ってまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 現在の農家は、やる気ある農家ばかりおりますので、その点、よろしくお願いをします。

それでは、4番目、水産振興について伺います。

まず、水産振興については、認定漁業者制度の取り組みについては、後もって、先輩議員がゆっくり質問をいたしますので、私はこれは省きます。

全国漁業の就業者確保育成センターからの新規漁業就業者の育成を図ることから、現在、勝本漁協あるいは郷ノ浦漁協に、島外から18年から今までで16名の研修生がおります。で、その中で、漁業のあるいは漁村の生活の体験と、それから基本的な漁業技術の習得を図るために研修任期ありますが、現在6名の研修生がおります。

ところで、その研修期間は約7カ月間を要しておりますが、その7カ月間に、現在のところ、漁船に、特に19トンクラスですが、漁船に就寝生活をしています。居住地がもう漁船です。で、この改革について、市役所の方にいろいろと住宅の関係から相談がっておりますが、いまだもって解決策がなされておられない現状があります。これについて、漁協の方も、何回ともなく市長も相談しておりますが、まだ、漁協独自の打開策がない。

ただ、旧鯨伏小学校のところに教職員住宅がありますが、3戸あります。で、現在、2戸は勝本中学校の先生がいられるわけですが、あと1室が余っておりますが、勝本からの交通の便、あるいは自動車がない、自家用車がないということもあって不便な点で、あそこを借り受けることができないということもっております。

そういう中で、特に、希望としては、勝本浦というふうになるわけですが、まずは今のところ、勝本浦には空き住宅はないということもあります。

そういう中で、市長、今、勝本浦に空き家があります。で、漁協が事業主体となる、あるいは、市が、住宅であれば空き家対策ということで補助事業等もあります。これについて、空き家の対

策はできないものか、これを改修するような工事方はできないか、そういう支援策を持ってもらえるかどうか、お願いをしたいと思います。

50年代では、石川県に勝本の漁船も約70隻入っていたわけですが、そういう場合に、金沢では休憩所、仮眠室、それからふろ場等の設備が、向こうでしていただいた経緯もあります。

そういうことも踏えまして、市長の答弁をお聞かせ願います。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 漁業就業者研修生の宿泊施設対策をということでございます。

今、議員申されましたように、勝本で研修をするのに湯ノ本に泊まってくれということは、それはやはり非常に無理なことだと思っています。

そこで、実は、勝本にも、空いた教職員住宅がございます。この件につきまして、当初、耐用年数等の関係で利用できないよということでございましたが、再度、県に確認をいたしましたところ、一定の手續に基づけば、この教職員住宅を利用できるという返事をいただきました。

したがいまして、今、確認いたしました2戸がそうでございますから、この2戸につきましては、その教職員住宅を利用させていただきたい。あとの足りない分については、議員、先ほど申されましたような方法、あるいは別の方法もあるかもしれません。対策を講じたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 教職員住宅は考えておりましたが、今の補助事業の内容から、あるいは耐用年数からできないという回答が前からあっておりましたので、ここは、これだけ緩和できると。

で、特に、勝本中学校の校長先生たちも、今は鯨伏から通ってあるわけですが、あそこの改修をしていないから、そこだけ借りてないわけですね。というのは、湿気対策が、まだ、改善をされてないという点があります。もう強い湿気があるそうです。

ですが、それを解消せんとよりも鯨伏の方がよかろうということで、鯨伏にいられるそうですが、これはもう、今、住んでありますから鯨伏でいいわけですが、もし、これがお願いできるとすれば、湿気対策はする必要があると思いますので、状況を判断してよろしく願います。

続いて5番目、公営の駐車場のあり方について御質問をいたします。

現在、市内では、有料の駐車場、あるいは無料駐車場がいろいろありますが、中でも、有料駐車場の利用料金体系に、私は問題を感じております。

具体的に言いますが、3月の予算特別委員会で、早急に改善するように要望をいたしております。

したが、この改善がされたのか確認したいと思いますが、具体的に言います。駐車場が、一応、スペースは、全部区画をしてあるわけですが、その区画は全部平等に、例えば5平米なら5平米ずつ区画がしてあるわけです。それが、普通車は例えば3,000円とか、軽四だから2,500円だとか、格差があります。

駐車場は、敷地を貸しておるわけですから、車対象じゃないわけ、ですから、これについては、駐車場のスペースが違うということであれば、こういう価格の変動が、使用料の変動があつていわけですが、駐車場の車に対して、車が何であるかということで、今のところ、料金設定がしてあります。

これについて改善されたかどうか、現在の契約はいつまでであるか、それについて確認をいたしますし、それから、現在の有料駐車場が利用率が40%しかない。これについて、私は広報等をするように話しておりましたが、私は、まだ回覧は、まあ勝本だから来ないかもしれませんが、回覧の実績があるかどうか、広報等の、これについてお聞かせを願います。

以上です。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 公営駐車場のあり方についてという御質問でございます。市内の箇所数、有料箇所の状況対策、利用率向上に向けた公募ということでございます。

3月の議会の御指摘もいただいておりますが、公営駐車場につきましては、市内郷ノ浦に12カ所、勝本町に3カ所、芦辺町に2カ所、石田町2カ所の19カ所設置しております。そのうち、有料の箇所数につきましては、郷ノ浦町が4カ所、石田町の2カ所、この6カ所のみが有料でございます。

総区画数は88区画ございますが、今、おっしゃいましたように、契約数は、そのうちの32区画でございます。

使用料につきましては、駐車場の設置条例がございましたけれども、議員御指摘のように、区画が一定であるにもかかわらず、普通車4,500円、軽自動車4,000円と、その置く自動車によって単価に差がございます。それは確におっしゃる、御指摘のとおりだと思っております。

それから、先ほど申しましたように、利用率は全体の36%でございます。効率的な運営ができていないわけでございます。

見直し時期といたしましては、単価の見直しも合わせまして見直したいと思っておりますが、実は、この6カ所の中で、1台も契約をしていないというところが2カ所ございます。

1つは、具体的に申し上げますが、文化ホールの入り口でございます。ここは文化ホールの入り口は、文化ホール敷地なのか、旧駐車場であったのかという区別が全くつかないというところ

でございます。そこだけ、1画だけ駐車料を取るというのも非常におかしな話ではあるかと思えます。

もう1カ所は、郷ノ浦町の検察庁の前、大里駐車場でございます。21区画ございまして、ここもゼロでございます。ここは、なぜこういうことであるかといいますと、旧公立病院の職員のために市が借り上げて、そして職員の駐車場にしていたということでございます。ところがそのままになつてのわけです。早速、地主の方にお返しをしたいと思っております。68万7,000円の地代を払っております、今でも。ですから、こういう無駄遣いはストップしないといけない。豊坂議員の御質問に感謝申し上げます。そういうことで適正にやっていきたいと思っております。

以上です。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 契約期間がいつまでになっているかというのはわからないわけですが、一応、車でこういうふうに単価が違うというのはできませんので、敷地を貸して、駐車場用地を貸しておりますから、用地の賃借料は取るように、早急に改善を願いたいと思います。これで2回目ですから、よろしく願います。

それでは、最後に、あと15分ありますから、公園の遊具について御質問をいたします。

国土交通省の指針が、今回、改正をされまして、ブランコ等老朽した公園の遊具による子供の事故がいろいろ多発をしております。で、この事故防止をするために、安全対策ガイドラインの改正がなされております。

その中で、本市内に学校関係の遊具もあると思いますが、学校はすべて、中学校にブランコはありませんが鉄棒はあるわけですね、まあ、そういうことも踏まえながら、まあ、保育所にもあります。そういう今度は、ここは学校関係を省いて、公共施設の公園、遊具のあるところ、これについて、一応、どれぐらいの箇所数があるか、これについてお聞かせを願いたいと思います。

それから、もう老朽化した、今、遊具、これについては、早急に一応、点検はして改善しなければならない、この施設が大体何個ぐらいあるか。

例えば、1学校については、もう3つも4つもある場合があると思います。教育長は全然ないという顔をしておりますが、実際には、どっかが悪いはずです。ですから、この耐用年数等も、まだ、ここについては、遊具については明示がありません。で、こういうことについて、やはり点検をする必要がありますし、こういうことの一応、事故が起こらない前の防止策として意見をお聞かせ願いたいというふうに考えております。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 公園遊具についてでございます。市内の箇所数、公共公園の箇所数ということでもありますけども、これにつきまして、今、土木で管理をしている都市公園が6園、そして地区公園が2園でございます。環境衛生課が管理しておりますのが1園でございます。

その中で、各公園にはそれぞれ遊具を配置しておりますが、代表的な遊具としては、ブランコ、滑り台、シーソー、複合遊具、スプリング遊具、木馬等を設置しておりますが、議員御指摘のように、耐用年数がいろいろございまして、老岐はやはり潮風が当たるといこともございまして、非常に危険な遊具もあるかと思いますが、今のところ、毎年、目視です目視、目で見た、そしてさわる、そういった本当の意味の点検ではございませんけれども、職員のできる範囲の点検を毎年しているところでございます。

しかしながら、これはやっぱり設置者責任というのがございます。非常に賠償責任等々もございます。ひとつ、ある一定の検査をいたしまして、やはり更新というのは難しゅうございまして、そういうものについては撤去という方向で進めたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 10番、豊坂敏文議員にお答えをいたします。

幼稚園、学校遊具につきましては、遊具それぞれの製作メーカーがうたいます耐用年数がございます。しかし、遊具の設置場所等の条件によりまして、耐用年数に差が生じてまいります。

学校現場では、月に1回、学校教職員によりまして遊具の安全点検を行っております。その点検で、問題のある遊具につきましては、教育委員会に報告がありまして、担当が現場に赴き、撤去・修理等の方針を進めております。

現在、教育総務課に報告のあつておる、これら遊具につきましては、すべて解決をいたしております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） おかげで10分前に終わりました。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。あとはよろしく申し上げます。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって、豊坂議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時25分といたします。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番、中田恭一議員の登壇をお願いします。

〔中田 恭一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 中田 恭一君） 私は、少のうございますが、2点について通告していたとおり質問をしたいと思います。お昼前には終わる予定でございますので、的確な答弁、よろしくお願い致します。

まず、1点目は、バス路線の変更について質問をいたします。

現在、壱岐市も市道がある程度、道路の整備が進んできているにもかかわらず、整備前の古い道といいますか、狭い道をわざわざ路線バスが通っている状況でございます。

私の知っているところでも、柳田、それに沼津の中学校か小学校のところですかね、あそこ、本宮西触の倉元建設あたりが、わざわざ狭い道、通りにくい道を通っておるので、そこが非常に狭い道で、2カ所については、子供たちの通学路でもありますので、非常に危険ではないかと思っております。

道路改良と合わせてバス路線の変更はできないものか。できれば、せっかくできた路線ですので、新しい道にバスが通るように、住民の方もその方が便利じゃないかなと思ってるんですが。

また、同僚議員も、昨年、ずっと言っております市民病院経由のバスの件です。今、シャトルバスが通っておりますが、利用者の方が、あそこでいつも話を聞いておりますと、非常に不便であると、ぜひ直行便でやってほしいということですが、これも、国への届け出ですか。国土交通省か何かの認可が非常に難しいということで、難しい難しいとあって、今まで何も手をつけずに、今までできております。ぜひ、住民が望むことですから、時間はかかっても結構ですので、2年、3年かかってもいいと思います。2年、3年後にできるのであれば、ある程度、難しい手続をとってでもやるのが本当じゃないかと思っておりますので、その辺、あわせてお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（深見 忠生君） 中田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 中田恭一議員の御質問にお答えします。

バス路線の変更について、道路改良をしても、旧道の狭い道を通っている路線の変更はできな

いのかということですが、これにつきましては、これまで、道路改良には鋭意努力をしている、整備をしている、進めておるところでございますけど、議員御指摘のとおり、一部路線バスにつきましては、工事が完成いたしましても、旧道を通っている場合がございます。

先ほど、御指摘がありました、郷ノ浦から沼津、湯ノ本方面に行く路線等々は、現在の本道を通らずに、柳田小学校前の旧道を現在も通っております。これにつきましては、地元からも、こうした要望がございまして、県公安委員会と地元自治会、そして壱岐交通との現場での検証・協議が行われておりますが、ここは、実は付近の店舗を有人バス停として設置されておまして、これにより、待合所として悪天候の場合等でも屋根がありまして、風雨をしのげることや、本線にバス停を設置しようとしても、適当な場所や乗降対象の民家がないなどの理由によりまして、現在の旧道を通っているということでございます。

ほかに、沼津、鯨伏なども、旧道を通っている線はございますけれども、これも、付近の店舗を有人バス停として設置されておまして、高齢者皆様などのサービスを考えれば、どうしても旧道を通る必要があるという考えから、このような方法がとられているところであります。

壱岐交通としましても、安全面を考えれば、本道を通った方がいいということは当然、考えるところでございますが、今後、見直しが必要であると判断される場合には、市といたしましても、協議を行ってまいりたいと考えております。

この場所について、壱岐交通、そして、地元の方々の御意見等々もお聞きして、協議を重ねてきたいと思っております。

次に、市民病院患者のバスにつきましての御質問でございます。

この市民病院患者のバスにつきましては、これまでも御意見を受け、市といたしましても、この問題解決のため、壱岐交通への要望や協議など、行ってまいりましたが、まだ、全体的な解決に至っていない状況でございます。

現在の市民病院に対するバスにつきましては、シャトルバスが新病院開設の平成17年5月から運行開始となっております、平成19年度実績では、年間1万6,820人が乗車され、そのうちが83.8%の1万4,092名の方が市民病院の通院等に利用されております。

また、壱岐交通の営業線バスは、芦辺経由一周路線等によって、1日12便が市民病院を経由して運行されております。議員御指摘の路線変更は、勝本線と印通寺線のことと存じます。その路線を壱岐市民病院経由に変更できないかどうか、再度、壱岐交通に照会をいたしましたところ、幾つかの解決すべき課題が上がっております。

課題といたしましては、国庫補助路線であるので路線の変更が難しい。2番目には、路線変更については、県運輸局との協議が必要である。3番目には、採算性の面から、市民病院経由への路線変更は難しいという内容でございます。

しかしながら、患者さんを初め、訪れる方々の利便性を考えますと、路線バスが市民病院を経由してくれると、便利になって本当に助かるわけでございます。

議員御指摘のこの路線変更につきましては、午前中の1便でも2便でも、実現できないかどうか。今後、壱岐交通と粘り強く協議してまいりたいと考えております。

御参考でございますけれども、現在、当初予算で地方バス路線維持補助金として6,880万円を予算計上させて頂いております。その内訳といたしましては、通学定期券の助成として3,100万円、75歳以上のバス無料化にかかる分として1,680万円、そして、残り2,100万円が赤字路線に対する補助ということになっております。この2,100万円のある意味、壱岐交通につきましては、厳しい経営状況の中で、人件費等削減や利用促進の向上、運行効率化などの対策を行われておりまして、これまで運営されておりますけれども、乗客数の減や燃油高騰などにより、非常に厳しい経営状況にあると見ております。

そういう意味でも、許可に際しましては、本路線に対する、今度、変更するという事になれば、その路線に対します赤字分がどうするかというようなことも問題になってくるかと思っております。今後、十分、壱岐交通とも協議を重ねてまいる所存でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中田議員。

○議員（14番 中田 恭一君） はい、わかりました。

旧道の分については、地元の要望があつて、なかなか変えづらいというところもあるのがわかりましたが、ちょっと危険な面が多いかなと思って心配しておりましたが、そういう理由があるのなら、納得をいたしました。

ただ、市民病院の件については、確かに壱岐交通も、大変厳しい状況にあるのもわかります。

ただ、バスが経由しないから、自分の家の自家用車とか、隣のおじさん、おばさんに送っていただくという方が結構おられます。これが、できるようになれば、バスの利用もどんどんふえてくるのではないかと考えておりますし、本当、書類なんか、提出が難しいとか、県との運輸局との交渉が難しいとかいうのは、そういうところこそ、市と一緒に協力し合つて壱岐交通とやれば、僕は時間がかかってもできるんじゃないかと考えております。

ですから、もう今まで、難しい難しいといって全然手をかけずに、できません、できませんということで、やってきたと思いますので、僕は絶対できないことはないと思うんですよ。1年かかろうと、2年かかろうと、3年かかろうと、皆さんが望んでおることですので、交通にも6,880万円ですか、これだけの補助をしておるんですから、ある程度、市の方も強く要望をして、住民のために努力をしていただきたいと思います。

そういうことで、1問目の質問については終わりたいと思います。

次に、2点目です。市長の公約の中にもありました、先ほども出ておりました、人件費の削減でございますが、まだまだ、市長、就任されたばかりで、そこまで手が届いていないかと思いますが、いつごろ、どんな方法で実施されるのか、また、職員組合との話し合いができつつあるのか、その辺をまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 中田恭一議員は、手が届いていないんじゃないかと言われましたけど、手は届いております。職員の給与削減につきましては、私の公約の大きなところでございます。職員の給与削減の方法と時期については、私が掲げましたマニフェスト実現に向けて、既に職員の理解を求めするため、具体案を職員組合に提案し、調整に入っているところでございます。

職員人件費抑制の方法といたしましては、職員給与のカット、及び職員数の定員適正化とあわせて実行することにより実現をいたしてまいります。カット率につきましては、現在、職員組合の理解を促しておりますので、現時点での公表は差し控えさせていただきたいと存じます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中田議員。

○議員（14番 中田 恭一君） はい、わかりました。今、組合と調整中ということで、パーセントもまだ表示はできないとは思っておりますが、ただ、今、市長が答弁をされようとしたところで、私、職員の削減した部分、カット部分をぜひ目的財源として利用してほしいという要望があります。

例えば、職員にこだけ燃油高騰とかいろんな厳しい中で、給料のカットをお願いするわけですから。例えば、職員が1人、平均1万円だとしても、600人の職員がおるわけですね、600人、700人の。月に大体600万円のカット部分の財源が出てきます。これ、職員組合なんかで管理をしていただいて、例えば、今月出てきた600万円については、学校教育費の中の図書費が少ないから、そっちの方に使うてくださいとか、例えば、今月の方は、老人福祉の不足する分とか、いろんな面で地域に還元をしてほしいなという気持ちがあります。

例えば、財団法人ですかね、いろんな財団法人方式で、職員組合からずっと地域に還元をすることができないかなとは思っておりますが、例えば、先ほど言いました職員のための駐車場とか、そういうような整備も、職員のカットした部分から出すという形ができないものか考えております。まあ、カット率もいろいろあるでしょうけども、月1万円ぐらいなら、どうにか職員も我慢して、地元のためにできるんじゃないかなと思っておりますが。

また、農業振興、漁業振興についても、補助金や融資が、いろいろ条件が厳しくて受けられない部分とか、そういう部分に充当をしていけば、職員も、自分が我慢した部分が、直接住民には

ね返るということで、その辺、ある程度、我慢もできるんじゃないかと思っておりますが、その辺もあわせてどういうお考えであるのか。

一般財源の中にぼんと入れても、職員もどこで何に使われるかわからんというのがあるんじゃないかと思いますが、その辺、どうお考えでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 職員の給与をカットした部分を職員組合で管理をすると、そういったことは、財政的にできない相談でございます。

このカットと申しますか、人件費を圧縮した部分につきましては、私はマニフェストの中で、いろんな新しいことをお約束しております。そういう新しい事業の財源として使わせていただきたいと、基本的にはそういうふうに思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中田議員。

○議員（14番 中田 恭一君） はい、わかります。

ただ、職員としても、市長の公約の中の新しい事業が何かをするために削減されるというのも、あんまり腑には落ちんと思えますよ。

市長の公約の中で、私はこうしたいというのが、その財源として職員の給与分、カットするというのも、なかなか職員も納得しがたいところがあるんじゃないかと思っておりますが、いい、新しい事業ができれば、職員も納得をしてくれると思しますので、その辺はいいとして、せっかく職員も一生懸命辛抱してカットしておる分ですので、むだとはいませんが、有意義な財源の使い方をぜひしていただきたいと思っております。

ちょっと早目ですが、終わります。

〔中田 恭一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって、中田議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） 12時を過ぎますが、引き続き行いたいと思えます。

次に、17番、大久保洪昭議員の登壇をお願いします。

〔大久保洪昭議員 一般質問席 登壇〕

○議員（17番 大久保洪昭君） 2点、漁業関係で通告をしております。質問に入ります前に、まず、この皆さんに配付しております漁場の内容について、議長、わかりにくいので、ちょっと説明をしておきたいと思えます。

図面の真ん中ほどに、赤い斜線で黒の部分が、これが、まき網船との自粛協定ラインですね昭

和44年に結ばれた協定ラインです。それと、この斜線の中に七里ヶ曾根があります。

それと、壱岐と対馬の神崎を直線で結んだ部分により、これより北から北東側、これは沿岸より8マイル、それと3マイル部分の黒線で囲んだ海域が、これが大中まき網船の操業禁止区域となっております。御存じと思いますが、1マイルが約1,600メートルです。

それと、この8マイルの操業禁止区域の中には、時期的にまき網船が操業していい場所があります。そこで質問に入りますが、このまき網問題については、壱岐市の沿岸漁業者はもちろん、対馬を含めて周辺の沿岸漁業者にとりましては、長年の懸案でもあります。大変今度は期待をしております。

御承知のように、七里ヶ曾根は、全国屈指の漁場であり、地元漁業者は資源管理あわせて長年にわたり漁場管理をしながら守ってきた漁場であります。

また、島内の漁業者だけでなく、周辺の沿岸漁業者にとりましても重要な漁場でもあります。そして今、全国的に地球温暖化が起因とも考えられる魚の回遊の変化、特にまき網等の乱獲による魚の減少で、今、国際的にも資源管理が叫ばれております。

そうした中で、七里ヶ曾根、また、その周辺海域において、まき網船による乱獲が行われて、これまで、このまき網船との間では、幾度となくトラブルが発生しております。

最近では、昨年2月、3月と、二度にわたり協定を無視したような操業、そしてトラブルが起きております。ここでいう協定とは、後もって述べますが、先ほど説明しました図面の中の44年の協定ライン、44年に協定された。

ちなみに、漁業法に許可漁業というのがあります。つまり、一般的に禁止された漁業を特定の者に対して、特定の人に対して許可をするのが許可漁業です。許可を必要としないものを自由漁業といいます。そして、許可漁業には、農水大臣の許可と知事許可があります。この大型まき網船は、政令で定められた指定漁業という大臣許可を有しております。この大型まき網には、操業海域の先ほど説明しましたように制限があります。先ほどの8マイル、3マイル、その部分は制限されているわけです。

ですが、魚の種類には制限がありません。また、中型のまき網等は5トン以上で40トン未満で、漁業調整上、必要と認めるときは都道府県別に操業海域が指定されるようですが、魚種には制限がこれがあります。イワシ、アジ、サバ、そういった制限があります。この中型まき網は知事許可となります。

また、漁業法には、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の3種類があり、それぞれに漁業の内容、そして種類があります。その中の共同漁業権、これにも1種から5種に分かれておりますが、七里ヶ曾根には、第3種共同漁業の許可を受けている漁場があります。赤線で斜線部分のほぼ中央付近とさせていただいたらいと思います。これは知事許可になります。

いわゆるここはえさをまいて魚を定着させて漁をする、いわゆる飼いつけ漁場となっております。起点より半径500メートル以内は、他の漁業を時期的にはありますが、制限することができます。

で、この七里ヶ曾根は、壱岐対馬他県船も含めて、小規模な沿岸漁業者が、昼夜を問わず集団で操業をしております。多いときは1,000隻近くになることもあります。

当然、トラブルが起きるわけですが、そうしたことで、先ほど述べました飼いつけ漁場を起点として、半径3マイル以内、大きい黒い線ですね。これが自粛をするという、まき網船との間で協定が結ばれた、44年に結ばれたラインです。

この協定を無視したような操業が繰り返し行われております。沿岸漁業者の死活問題として、このたび、漁協長会並びに各漁業者代表は、強力な陳情を行われて、水産庁立ち会いのもとで、今年2月に、福岡の漁業調整事務所において話し合いが行われております。で、去る3月11日に、暫定という形ではありますが、合意が締結されております。

もう市長は、この問題が合意締結される以前に、マニフェストでまき網船の規制を進めると述べておいでになります。何かお考えがあつてマニフェストにされたと思いますので。

また今後、いろんな形でこの漁場問題は出てきます。必ず出てきます。で、どのような規制を進めようと考えておいでになったのか、1点目。また、漁場は先ほど許可のことを言いましたけど、法的な制限もあり、また、漁業者同士の協定もある中で、市として、今後、こういう問題が起きた場合に、どこまで踏み込んでいけるのか、こういう問題があります。以上2点について御答弁を頂きたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 大久保議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 大久保洪昭議員の御質問にお答えいたします。

大中まき網船の規制についてということございまして、私が暫定合意前からこの規制を進めると言っていたことは、どういうことに根拠はあるのかということが第1点でございます。

御承知のように、壱岐北西部に存在いたします七里ヶ曾根は、たぐいまれなる天然の好漁場でありまして、この漁場に壱岐の多くの漁業者が操業いたし、漁獲を得ていることは今さら申し上げるまでもございません。

しかしながら、この七里ヶ曾根海域に、昨年2月、3月に、山陰地方のまき網船が操業いたし、多くの漁獲を得たのが御承知のとおりであり、このまき網船操業のため、しばらくの間は漁獲がないという状況でございましたし、さらには、市場での値崩れ等も起こりまして、本当に漁業者の死活問題が発生したところでございます。

私は、このような情報をお聞きしまして、このままでは、壱岐の漁業者が資源管理型漁業をこよなく維持し続けてきたのが、一瞬にして崩壊することになるということで、極めて憂慮に堪えないと思ったところであります。

そこで、私は、このような状況を回避するために、七里ヶ曾根近海における操業規制の強化を県に強く働きかけまして、この危機を脱しなければならないと主張してまいったところでございます。

そのやさき、壱岐市の漁協長会サイドで、関係機関との事務調整をされており、その結果、去る3月11日に、まき網関係機関と事務調整をされておりまして、暫定合意が取り交わされたところでございます。

その合意の大きな内容といたしましては、まき網船組合に所属する大中まき網船は、漁場競合回避のため、第1条に七里ヶ曾根周辺における沿岸漁船の操業に周年、これは、沖止めのときも荒天のときもでございますけれども、近づかないように指導を徹底するという内容でございます。

御存じのように、このような七里ヶ曾根海域における操業につきましては、これまで、昭和44年5月に、日本遠洋まき網組合との間で取り交わされて協定書に基づいて、これまで同海域における資源保護及び漁業調整の円滑化を図ってきたのでございますけれども、このような中で、今回の暫定合意を見ましたことは、まさに画期的なことございまして、この合意書により、これまでどおりの七里ヶ曾根の操業が確保できるものと期待をするものでございます。

第2点目の御質問の中で、市としてどこまでこの問題が起こったときに踏み込めるのかという御質問でございます。

市といたしましては、この暫定合意が堅持されるよう支援を申し上げていくところでございますけれども、市は漁業調整関係につきましては、直接の関係機関ではございません。当事者ではございません。しかしながら、これまで以上に漁業者と上級機関との調整及び解決に対しまして御支援を申し上げるということによりまして、漁業者の方々が安心して操業ができるよう、積極的にかかわっていく所存でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 大久保議員。

○議員（17番 大久保洪昭君） 強化を働きかけると思っていたということですね。それでは、市としてやるべきことが、直接の関係、これは漁業に対してはない。ですから、これまで以上に支援をする。

これは、昨年3月、議会中だったと思います。漁業者の代表の10名ほどが、議会が終わるのを待たれて、前市長に、副市長も同席、水産課長も同席、私も同席をしておりました。

強くまき網問題を何とかしてくれと要望をされました。前市長は限られた、できる範囲の中で、

どういう対応をされたかは私はわかりません。が、本来、市が漁場の規制を進めるということは、非常に難しい、法的も制限があるわけです。

ですが、白川市長は進めるということ述べておいでになるわけで、何か規制を進めるという根拠、そういうことがおありになったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そのことにつきましては、残念ながら、具体的な方策は持ち合わせておりませんでした。しかしながら、私は、漁業者の皆様、それから、漁協長様方とお話をする中で、当事者でないからといって、市が手をこまねていることはできないという気持ちを持ちまして、何とか市として力になれるならばという意味で、その国・県などに規制強化を訴えていくという姿勢をお示ししたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 大久保議員。

○議員（17番 大久保洪昭君） やはり選挙期間中、漁民のそういういろいろな困っている事由、話を聞いて、これは何とかしないといけないと、そういう気持ちでマニフェストにされたということですね。

この漁場問題は非常に複雑なんです、今、話したように。農地のように、これはだれだれの所有と、そういうわけにはいかないわけです。本来、公有水面の利用、また、魚をとることも、これは一般国民の自由なんです。ですが、すべてを国民の自由に任せると、やっぱり繁殖保護と漁場の秩序、いろんな弊害が生じて紛争が起こる、そういうことになるわけです。そこで、漁場をだれにどう使わせるか、これが漁業法の目的であると言われております。

御存じと思いますが、先月の末だったと思います。最近、対馬の漁協長会、これは西日本の新聞の方にちょっと載っていましたが、対馬海域におけるまき網船の操業禁止区域の拡大をやはり要望をされているようですが、多分、この対馬の西側、図面でもおわかりと思いますが、西側は韓国、向こうは、もう韓国になるわけですね。3マイルが規制区域なんですけど、ここは、韓国の排他的経済水域、この関係がありますので、禁止拡大というのが私はなかなか難しいんじゃないかというような感じがしております。

こういうふうに、漁場問題は、壱岐と対馬だけじゃないんです。日本じゅう、どこの海域においても深刻な問題であります。

今後、こういった問題が、先ほど申しますように、また、必ず出てくるわけですね。現在でも、壱岐周辺海域においては、北松海域、これは市長も御存じと思いますが、固定さし網との協議も決裂をしております。

それと、壱岐西方海域の大中まき網の操業禁止区域の拡大、これは壱岐の西方海上、極端に言ったら郷ノ浦方面の沖合になるわけですけど、ここは3マイルになっていますね。これを拡大できないかという問題。

それで、同じ七里ヶ曾根の中でも、壱岐と対馬は海区が違いますから、対馬漁船との操業区域の問題等もあります。これは今、何とか地元業者と、どうにか話し合いで操業をしているようですけど、この問題が必ずまた出てきます。

それで、先ほど言われますように、市として協力できる範囲があると思います。で、今後は、やっぱし、漁場問題については、漁協長会等の意見を十分お聞きになり、そして、市としてできる範囲の協力をしていただきたいと思います。

海区調整委員というのがあります。海区調整は長崎県では7海区あります。対馬海区、壱岐は北松海区の中にあるわけです。これは、前市長あたりは、公益代表、学識経験で海区調整委員になっておられると思います。この海区調整委員は、これは長崎県知事の監督下になります。海区調整がこれに連合会、それに広域会、広域というのは日本全国、連合会区は北部九州あたりをです。

でも、こういう漁場問題を海区の中でやっても、なかなか話がつかないという面があります。といいますのは、壱岐では5名、あとは平戸方面とか、生月方面とかは、あの方面から10名程度出ている、全体で15名。なかなか、いろんな利害関係があって話がつきにくいわけです。

まあ、その話は別としまして、こうした問題以外に、壱岐市においては、今後、栽培センターの建設、運営、それに水産振興基本計画の取り組み、これはここに概要版、これは漁協の方にありましたが、配付してありましたが、これは、水産振興基本計画の取り組み、これが18年の、2年前ですね、18年の当初に出ていたの、やっと2年かかって出てきたわけです。

加えて、壱岐市の5漁協それぞれに漁業の形態が違います。私が感じておりますのが、水産課が今の体制でやれるのか、そういう感じ持っております。

私は、この体制の強化をやる必要があるんじゃないかというような感じを持っております。で、市長にその件も含めて最後に答弁をいただきたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ただいまの詳しい内容を説明していただきまして、大変ありがとうございました。大変勉強になりました。

海区調整の件については、本当に難しい問題があるかと思えます。私も、先ほど申し上げましたようなことで、積極的にトラブル解決等につきましても、職員をしてかからせたいと思っておりますのでございます。

また、水産課の体制強化というものにつきましては、現在、職員もかなり減っておりますし、私も、まだ全体を眺める時間を持っておりません。私がもう少し全体の体制をみさせていただきます、人員のことを考えまして御期待にそえればいいがと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 大久保議員。

○議員（17番 大久保洪昭君） では、2点目、認定漁業者制度、この件についてお尋ねをしたいと思います。

御承知のように農業におきましては認定農業者制度があります。認定者となるには、幾つかの要件がありますが、内容は皆さん御承知と思いますので省略をいたします。この要件をもとに改善計画を立てて審査委員会で審査をしていただく、そして認定されますと、経営指導、機械設備の支援、金融等についても支援があります。

現在、壱岐市全体3,000人ぐらいですか、農業者が。その中の約1割弱の269人の認定者がおいでなると聞いております。

それ、認定関係では漁業関係では認定漁協というのがあります。御存じのように、これは漁協の基盤を評価する漁協合併を思慮した制度だと私は思っております。認定漁協になると、やはりいろんな利点があります。当然、要件もありますが、かなりハードルの高い要件のようです。で、このハードルを越えきるのは、壱岐市では1漁協ありますが、ただ、要件の中に、他の要件を満たしても、壱岐市の場合は5漁協、いずれかの漁協と合併をしなければ認定漁協にはなれない。

で、全国的に今、漁協の合併は、徐々に進んでいるように感じられますが、壱岐市においては、それぞれの漁協問題も多く、とんざをしている状況のようです。

で、認定農業者、認定漁協については大ざっぱに言いましたが、両者ともに認定をされるといような支援があるようですが、これが国・県の制度としてあるわけで、市長は独自の制度を設けると言われておいでになりますので、認定漁業者とは、どういった漁業者を指すのか、認定漁業者となる要件、あわせて、認定されると、どんな利点があるのか、以上3点、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 認定漁業者の件につきましても、私がマニフェストの中で進めると、産業振興を進めるといった項目に掲げておるところでございます。

壱岐市におきます漁業者の状況は、漁業者の高齢化、後継者不足、魚価の低迷、それに追い打ちをかけるがごとく燃油の高騰と、水産業にとりましては、どれ一つとりましても、好ましい材料はございません。そういう中で、先ほどのまき網規制ではございませんが、何とかせないかん

という気持ちを私は持ったわけでございます。

そこで、漁民の皆様、あるいは漁協長様との話し合いの中で、農業に認定農業者があるのに、どうして認定漁業者はないのかという素朴な疑問をいただきまして、なるほどということ打ち出したわけでございます。

しかしながら、限られた財源でございます。ふんだんに、その施策を論じることもできません。講じることもできません。しかしながら、限られた財源の中から、めり張りをつけた施策も必要と思うわけでございます。そのことによって、ある一定の条件によりまして、それぞれの立場で、これまで以上に生産意欲の高揚を期待するという効果もでございます。

そして、漁業の方自体の増収はもとより、壱岐全体の漁獲高の向上につながればという気持ちを持っているものでございます。より水産業の活性化につながると、そう考えてこの認定漁業者という制度をぜひ立ち上げたいと思っておるわけであります。

ただ、内容につきましては、私は、漁協長様たちの会議、あるいは漁業関係の有識者の方々等々のお知恵をお借りして、その認定条件、あるいは認定者に対する施策というものは、今後、煮詰めていかしていただきたいと思うところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 大久保議員。

○議員（17番 大久保洪昭君） その認定漁業者となる要件等は。（発言する者あり）それとどんな利点があるのかと、認定されると、どんな利点を考えておいでになるのか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 申し上げますように、要件、それから利点等につきましても、今のところ私は具体的には持っておりません。漁業関係者の方々と御相談しながら、そして財源を見ながら、煮詰めていかしていただきたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 大久保議員。

○議員（17番 大久保洪昭君） これは、認定漁業者制度というのはあります。これは、三陸方面、そして和歌山県、三重県、ああいったところに、認定漁業者というようなものがあります。

これは、いずれも、この付近はリアス式海岸、湾が奥まっている。養殖関係が多いんですね。それで、長崎県では、橘湾、県北の方、九十九島方面ですね、これ、やはり認定漁業者でありませんが、養殖業認定制度というのがあります。これは、要件が協業体というところで、人数にいろいろ制限があるようです。

で、市長が認定漁業者制度をぜひ設けたいと言われておりますが、これは個人で認定漁業者を

設けられるのか、それとも、協業体として考えられておるのか、これも、今から立ち上げるということでしたね、これも、漁協あたりと相談してということですね。

それで、やっぱし養殖関係となったら、漁場関係で、壱岐ではなかなか漁場の確保も難しいし、そして、魚を活かすことですから、排水処理も充実しておりません。それと、漁業者が多いということで、漁業者間がやっぱしいろいろな利害関係も出てきますので、養殖関係はどうかなというような関係もしますが、個人となりますと、私、かなり独自でやる。それで、個人で認定をするということになると、毎年、かなりの予算が必要になってくると思います。

また、5漁協、それぞれに形態も違うし、そういうことで、今から立ち上げるということですが、漁協の協力がぜひ必要になる、これが不可欠ですね。ですから、市長も今から立ち上げるということで、内容的なことは、まだはっきりとお決めになっていないようでございますので、十分な調査、これを検討されて、漁業振興につながりますように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

質問を終わります。

〔大久保洪昭議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって、大久保洪昭議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時10分といたします。

午後0時13分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、22番、近藤団一議員の登壇をお願いします。

〔近藤 団一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（22番 近藤 団一君） 市長に3点質問いたします。

まず1点、マニフェスト関連についてであります。

いろいろと選挙前から選挙中、市長のマニフェストを見せていただきました。ただ、この中には、いろいろと、もう既に実現したもの、今、実現に向かっているもの、それと、なかなかやはり相手のあるようなもの、それとか、例えば許認可に関するもの、そういうことで、なかなかすべてがすぐにとというわけにはいかないと思います。

そこで、私が言いたいのは、とにかく4年後、やり残した仕事があるとかいうような、そういうことを絶対言ってほしくない。とにかく1年後でもいいです。2年後でもいいです。できない

ものは、そこで方針転換をして、次の2年でやり遂げると、そういう決意を持っていただきたという気がいたします。

一例挙げます。市民病院関連ですけれども、余り病院のことは言いたくないわけですが、いろいろとお医者の問題とか、看護師の問題とかあります。しかし、やはりいろんなあらゆる可能性がありますので、例えば、科を特化して、整形を医師会に、もう投げてお任せしますと、やってくださいと、協働でやりましょうと。

それとか、例えば救急外来、今、徳州会あたりが、もう盛んにテレビや新聞で取り上げられていますけれども、とにかく救急外来をお願いいたしますと、その辺まで、もう、あらゆる可能性ですよ。

確かに、九州大学とか福大とか久留米医大との関連もあります。いろいろあります。もう病院間の関連、学閥、ああいうのもありますけれども、あらゆる可能性をとにかく最初の半年なり1年なりで、とにかくやって、そしてできないものはできないでいいですよ。議会にも、市民にも説明しながら方針転換はいいですよ。とにかく4年間の任期の中で、私がmanifestoに書いていることをすべてやるんだという意気込みを持ってやっていただきたいという気がいたしますが、いかがかと思えます。

それから、例えば、人件費の問題も、今、職員組合の人に聞いたら、10%カットとかいう話もあります。しかし、なかなかこれも、相手があることであります。だから、10%がダメなら、やれ、5%でもいいし、7%でもいいですよ。それから、時間外の問題。

恐らく見ていたら、特定の、まあだれとは言いませんけど、特定の何人か何十人かが、絶えず時間が多。で、ほかの人はしてない。じゃあ、そこが忙しいのかといえば、そうでもないんですよ。その辺の見直し、とにかく時間外をしない。普通の労賃作業でやるという決意を市長が示せば、職場はそれに連なっていくんですよ。

まあ、忙しかったから時間外をおやり、これじゃ、なかなか時間外も減りません。そりゃ、部長とか課長とか市長が強力なリーダーシップを発揮するかしないかにかかっているんですよ。だから、そこを言いたいと思います。今の質問に対する答弁をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 近藤団一議員の御質問にお答えします。

ただいまは、manifestoについて、心構えの質問をなさったと思っております。私は、manifestoを掲げて、現在、市長に就任をいたしております。そのmanifestoは、有権者と立候補者との、一番大切な約束でございまして、その実現に向けた行動こそが、私の使命であると考えております。

私は、4年間という任期の中で、マニフェストの中の全項目について、できるだけ早い時期に実現できるようやりたいという強い決意を持っております。

しかしながら、ただいま議員御指摘のように、幾ら頑張っても実現がほど遠いというようなときには、正直に皆様方に、こうしたけれども、できないようだということは、はっきり申し上げて、それは、住民の方にもはっきり申し上げて、方向転換をさせていただき、方針転換をさせていただき、そういうふうを考えております。

今、近藤議員の励ましの言葉について、私は大変ありがたく思っているところであります。きょうは、マニフェストの中身を質問されるんじゃないかならうかと思っておりましたが、心構えということでございますので、そういう決意でおりますので、これを御返事にさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） まあ、とにかく一番重要なことは、期間を区切って、部長、課長に指示をするということですよ、マニフェストの実現に向けて。

「とにかく4年間あるとじゃけん、まあ、よかでしたい、来年で」とか、こういうことじゃ困るとです。早いものは早いといいですよ。まだ、ほかにすること、マニフェスト以外にもいっぱいすることがあるわけですから、2年ごろに結論を出すとか、それじゃ困るんです。

出せるものは早く出せというようなことを、部長、課長にもうちょっと指示をして、ぴしゃっとしていただきたいと、その辺いかがですか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おっしゃるとおりだと思います。私は、せっかちでございますので、結論を急ぎたがります。もう少しゆっくりでいいということと言われるぐらいにございますけれども、今、議員、おっしゃったように、できるものから、一生懸命前倒しでやっていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 質問2点目にいきます。

特養ホーム関連についてであります。とにかく、もう数年、もう10年も前から、町村組合議会のころから、まあ8年ぐらいか、ずっと言い続けてきましたけど、今だに進展をしておりません。前市長時代にも、全くの進展はありませんでした。最後の方になって、建設準備委員会をつくるための準備委員会の立ち上げとかなんとかは、そういう答弁でございました。

それと別に、例えば、今年の11月にはイントラネット、3億7,000万円か4億円かかり

ましたよね。年間1,300万円とか400万円とかかかる代物ですよ。

見てのとおり、最初の説明が、市民が使いやすい端末、冗談じゃないですよ、インターネットができるだけ、そこに、下にありますよ。インターネットは、今、どこでも、携帯電話でできるし家庭にあります。一時的に、そこに端末機、そういうものを置いても、余り利用はないと思いますよ。

要は、600何十人か、まあ囑託含めて700、800の職員のわずかの一握りの10人か20人の仕事がやりやすいためのものですよ。要するに、外につながってないんですから、壱岐より外に。要するに、光が入れば便利になると、皆さんたちはそうは思っているかもしれんけど、光はあくまでも伝送手段なだけですよ。大容量で高速でデータを運ぶだけなんですよ、あそこ。別に、光があるから仕事が早くなるわけじゃないです。

要するに、新聞100年分を今まで、例えば1日かかっていたものが、光ならわずか10分か20分で100年分ですよ、新聞。まあ、10分か20分で届くよと、そういう品物です。要するに、伝送の話なんですよ。そういうものを入れて、今、副市長おりますけれども、こちら総務部長のころですよ。

要するに、市民の命と暮らしを守るのが先か、職員の仕事がしやすいのが先かでしょう。どちらですか、市民の命と暮らしを守るのが先やないですか。じゃあ、特養が幾らかかるんですか、6億円、たしか6億円か6億5,000万円だった、片や、4億円でつくったでしょう、これは全部補助金やないんやないですか、50%か60%は市の持ち出しで、おまけに毎年、1,000何百万円かも、ほとんど補助で来ませんよ、そういうのは、国からは。そこを私が言いたいわけですね。

とにかく、もうここまで来ましたので、どうもされません。とにかく、現市長には特養ホームについてゴーサインを出していただきたいと。あとはどうかなるんですよ。部長とか、課長が考えることです、あとは。ゴーサインやろうやとなれば、動くんですよ、部長が。立派な部長さんおるわけですから、副市長さんは1人でいいわけでしょう。部長さんはやるんですよ、副市長1人分はやるんですよ。

だから、まずは、市長にゴーサインを出していただきたいという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 特養ホームの経過につきましては、平成16年6月議会の一般質問で増床問題が取り上げられ、参酌値基準が障害となっていたということをお聞きしております。

その後、平成18年6月議会で増床から建てかえ問題にシフトした。そして、19年6月議会

の市長答弁で、検討委員会で考えていかなきゃならないと答弁をされておりますが、9月議会中に、市内部で検討委員会準備会の開催を提案して、9月26日に第1回の準備会、明けて2月4日に市長と協議、12月23日、第2回目の準備会を開催して、検討委員会を立ち上げるようになっております。

しかしながら、1月29日の財政課長査定時に、政策評価が済んでいないということになって、2月6日の市長査定でも、また先送りになったということを知っております。

ところで、今、近藤議員が申されました特養についてでございますけど、確かに、私はヘルパーの資格を取りますときに、あそこで実習をいたしました。確かにひどい状況にあると思っております。

そこで、実は、私は前回、町村組合で特養を建てるのか、民間で建てるのかというときに、私は、当時、芦辺町長でございましたから、行政で建てるべきだという立場におったわけでございます。しかし、結果として、知事が民間にできることは民間にということで、民間が特養を建てるようになりました。

皮肉にも私は、その「光の苑」でございますけども、特別養護老人ホームを建てるという立場の人間でありました。そして、その今の特養ホームを見ておりますときに、60名の入居者、そして12名のショートステイ、全部で72床ございます。これ、設備備品も入れますと、約10億円かかっております。

したがって、今、壱岐市の特養ホームを立て直すとすれば、これよりたくさんかかることは間違いございません。

そして、今は、多床施設いわゆる4人の状況でございますけど、今からは、ユニット式と申しまして、1部屋1部屋のユニット式でなければ国の補助はもらえません。しかも、4分の1しか補助は来ないわけでございますが、そういうことを考えましたときに、実は、光の苑では、72人の入居者に対しまして、現在、五十二、三人の職員がおります。で、こういう状況を考えましたときに、行政で、これ、やった場合、果たしてやれるのかという私は疑問を持っています。

ですから、私は建てるということには、早く建てないかんという気がしております。ただ、方法につきましては、市でゴーサインを出すのか、どうするのかということについては、皆様方と、もう一度、よく話し合ってみたいと思っております。

実は、今の基準は、9対1でございます。入所者9に対して、介護職員を1名置かなければならないようになっております。ところが、これは、24時間でございますから、8時間ずつですから、9対1といいながら実は9対3なんですね、ですから3対1、それに週40時間という節約もございます。ですから、こういうふうになのに五十二、三人もいるわけですね。ですから、それを今の介護報酬で、公務員でこれに対応できるという問題がございます。これについて

は後のことにしますが、いずれにしましても、目的は、行政が経営することではなくて、入居者が、いかに快適な空間を提供してもらうかということが目的でございますので、この問題につきましては、早急に、皆様方、あるいは関係者と御相談をしながら進めていきたいと考えております。

で、重ねて申し上げますが、ゴーサインは出す、早く出さないかんと思っておりますけど、行政がやるか、そうでないかということは、留保したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） まあ、市長も御存じのように、やっぱり環境悪いですね、もう、とにかく古い。それで、毎年、やっぱり維持管理に相当な金額を、1,000万円とか2,000万円単位でかかっているのは事実です。

今、市長がおっしゃったように、確かに今言う許認可の問題とか、いろんな問題、支障があります。でも、それも含めて、一応、定員を削って、今、それと、毎年、10人から10何人が亡くなっています、もう毎年ですよ、あそこで、特養で。そういう現実もあるわけですから、例えば、定員を削減してですよ。定員50人で、要するに建てかえをやるとか。

それとか、下の老人ホームと併設で、もう合体させてやるとか、そういうものをそんな、5通りも10通りもありませんよ。2通りか3通り、一応、提示をして、議会あたりに提示をして、どれがいいでしょうかというようなことも含めてゴーサインをお願いしたいのですが、その辺はいかがですか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おっしゃる案もいろいろあると、理解できます。

しかし、いろんな知恵を集めれば、多種多様な方法が出てくると思います。私は、そういう皆様のお知恵をお借りして、最善の方法をやりたいと思っておりますのでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） はい、わかりました。

次に、3点目ですね。職員の意識改革について。余り病院のことは言いたくないです。が、ここ1週間前も2件、とにかく看護婦の応対が悪い。ああいう看護婦はやめさせろという、これは部長にも申しております。ちゃんと科名も、そして人間の名前あたりもちゃんと言って申しておりますけれども、全体として、まだ、本当に公僕としての意識が薄い。とにかく、自己完結というのがあるんですが、例えば受付で、市民の相談・問い合わせに対しては、必ず受け付けた人が

責任を持つということなんですよ。

ここは、まだ、なっていない、はっきり言って。ここを、もう少しちょっと徹底していただきたい。どうして、どうして、どうして、どう解決したかぐらい、その問い合わせされた市民、相談された市民にやっぱフィールドバックすべきですよ。ここはなっていない。

はっきり言いましょう。4月の市長選挙、当日に選管に行きました。問い合わせに行きました。いまだに回答ありません。もう3か月たちます。今、そこに課長もおります。堤課長もおります。ありません。

それと、1週間、10日ぐらい前に問い合わせしておる分、いまだに回答ありません。まず、5人か6人かに問い合わせをして、それは返ってくる人間が7割、8割います。

次の日か、3日後か、1週間後、返ってきます。でも、返ってこんのがいるんですよ、1人か2人か。そしてまた聞く。私でもですよ。市民は何回も問い合わせして、例えば、産業経済部のところに電話する。返答がない。また電話する。また別な人が変わる。問い合わせがある。また、別な人が変わる。同じような要件を、それぞれ同じ課の違う人間がやる。本当に効率が悪いと思いませんか。この辺をやっぱ変えていかないと、本当に迅速効率がいい業務ができないと思えますよ。まあ、それが1点ですね。

それと、教育長に対する厳しい意見があります。専門分野、あえて言いません。専門分野もよいけれども、いじめ等の問題も、一向に減っていないのは、何とうことかというようなことですよ。

要するに、教育の現場に、もっと足を運べということです。これは、選任をされた市長が責任を持って教育長に指導していただきたいと。この辺ちょっと2点、答弁をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 職員の意識改革という点でございます。

実は、職員の意識改革はどうなっているかということで、職員をして調査をさせました。少し今、議員がおっしゃるように、意識改革ということについて、少し職員間にずれがあるという気がしております。

それ、どういうことかといいますと、接遇について研修をしているわけです、接遇について。さっきおっしゃったように、愛きょうが悪いのは愛きょうをよくするということも、そりゃ大事でしょう。

しかしながら、おっしゃるように、いわゆる自己完結、自分が受け付けたものは、責任をもって御本人にフィールドバックしていくというそういう仕事の常識がございます。

そうったもの、それから、議員がはっきりおっしゃいませんでしたけれども、私は、現状認識

をどうしているのかと、現状認識があるのかということ、そういったものを職員がちゃんと把握して、じゃあ、どうすればいいのかということ自問自答する。

それから、サラリーマン的になっているんじゃないかというようなことも、気持ちの中で思っております。私は、今の市役所の機構・指揮命令系統が、正直申し上げて分庁方式ということもございますが、はっきりしていないなと感じております。

したがいまして、指揮命令系統をはっきりさせると。そして、職員の意識改革につきましても、単に研修を重ねなさいというようなことでなくて、私自身が職員とのコミュニケーションを持ちまして、対話の中で、そして、もちろん私だけじゃできませんので、各部長、課長に対応をさせる中で、職員の自覚を高めていきたいと思っておるところでございます。

教育長の問題につきましては、当然、私が教育委員として選任をしたわけでございますので、責任がございまして。ただいまの御意見、それから過去にも御意見があったかと思っておりますので、教育長に対して、教育長としての任務を果たすよう、強く求めたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） とにかく市長ですね、例えば、市役所の窓口行きますよね。まあ、私も行きますけども、見ていて、とにかく、前回の選管の話もそうですけど、私の名前と電話番号と住所と聞かないんですよ。メモもしないんですよ。そういう受付を今しているんですよ、全体で。

だから、だれが来たか忘れる、忘れるのは当然です。返答できない、返答しようにも。そういう受付しているんですよ。例えば、建設課でも一緒です。同じ市民が、きょう、電話します。じゃあ、あしたごろ行きましょかね。で、まだ、来んもんだから、また電話します。でまた、二、三日して行きます。結果的には、同じ場所に、2人の建設課の職員が行くはめにもなるわけですよ。

そういう、要するに、だれかも聞いてないし、そういうような受付をすれば。それとデータの共有化、例えば、建設課に特化すれば、建設部長、あんまり言いたくないですけども、データの共有化。

例えば、郷ノ浦町の近藤団一と言ったら、とにかく要注意人物でもいいですけども、データとして残す。建設課の職員、画面でいいわけですから、文書に残さんでいいわけですから、こういう問い合わせがあったと。で、別の人間が、また受ける。で、ちょっと画面見る。ああ、それはきのう、例えば別の部長に相談していますというようなことが、そこに載っておれば、部長、きのうの相談どうなったかというようなことで、できるわけでしょう。

そしたら、同じ市民の人に対して、この人も、この人も、この人も対応すること要らんわけで

しょう。そして、そこに事務の効率が出てきて、お金はかからんわけでしょう、経済効果も生まれないわけですから、そこをいっているわけです。

それとあと、先ほどは、教育長、私もちょっと答弁したいというようなことを言っていましたけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 22番、近藤団一議員にお答えをさせていただきたいと思います。

私に対します近藤議員の御指導、真摯に承りました。肝に銘じました。私、まだまだ未熟者でございますので、今後とも御指導を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の御指導、ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

（「共有化は。」と呼ぶ者あり）

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ただいま近藤議員が御指摘のように、やはり対応した方々について、ちゃんとメモを取るなり、あるいは、その返事を例えば延ばした場合は、どういう理由で延ばしたのか、いつ、返事をするのかということは、やはり口頭受理簿などで処理をするべきだと思ひています。

それから、情報の共有化でございますけど、まさにそのとおりであります。国が縦割りということで、いろいろやっておりますが、これだけのわずかな市でございます。横の連絡も十分取り合つて、情報の共有化をしていきたいと思ひております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） わかりました。

教育長、教育長自身が未熟と言っているわけじゃありません。もっと、学校現場に足を運んでいただきたいと。そして、父兄の意見、学校あたりの意見をもっと聞いていただきたいと。確かに、忙しいのはわかりますが、そこを曲げて、お願ひをしたいという気がいたします。

ある学校に行けば、年間、1回ないし2回は、ちゃんと来てあるということであります。でも、それでは、これからの壱岐を担う子供たちの教育は不足という気がいたします。例えば、各町、1校ずつでもいいですから、PTA総会に出席をして、いろんな学校との父兄とのやりとりを聞くとか。それとか、子供の議会じゃないけども、子供会、学校の体育館で子供を前にして、教育長自身が「どんなことが皆さん、今、学校に対して不満ですか」とかというようなことを聞く

とか、あるはずですよ、いろいろ。もっとやわらかい雰囲気の中でできることをしていただきたいという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 学校問題と教育委員会両立で壱岐の教育に当たることは、基本中の基でございます。教職員との接触があっておりますけれども、議員が言われますように、学校の主役である子供たちと、どうであったかということは、今後の反省材料の大きなものでございます。いろいろのケース等々ございますけれども、建設的な計画を立てまして、実行に移したいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 病院じゃありませんけども、早期発見、早期予防ですから、いじめは、その辺はよろしく願います。

それと、市長、意識改革については、とにかく優先です。最優先で願います。

以上で質問を終わります。

〔近藤 団一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって、近藤議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） 次に、11番、坂口健好志議員の登壇をお願いします。

〔坂口健好志議員 一般質問席 登壇〕

○議員（11番 坂口健好志君） 通告書に従いまして質問をさせていただきます。

白川市長におかれましては、市長に就任されましたことに対しまして、お祝いのお喜びを申し上げますとともに、壱岐市発展と市民生活向上のために、格段の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

市長は、今回の選挙で、マニフェストに大きく3つの改革を示されて当選を果たされたところでありますが、私は今回、白川市長の改革の一つであります、ごみ・し尿処理計画の見直しについて、地域周辺皆様の御意見等も踏まえまして、質問をさせていただき、市長の見解と今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

地球温暖化が進む中で、環境問題への取り組みは大変重要な問題であり、一人一人が、その意識を持って取り組むことが大事であると、私自身も認識をいたしておるところであります。

市長は、選挙期間中から現在進行中のごみ・し尿処理計画をゼロから見直すと発言をされておりますが、この事業は、平成17年7月に出席された一般廃棄物処理施設整備検討委員会の答申に

基づいて建設基本計画が策定され、今日まで進められているところでありますが、この経緯につきましては、市長も認識をされているものと思っております。

ごみ・し尿処理施設建設を進めるに当たり最も重要なことは、地域周辺皆様の御理解と御協力をいただいての建設用地の確保・決定であると思っております。

平成18年5月より、施設整備に関する説明会が順次、各地で開催され、建設用地の受け入れを市内の全公民館、自治会に打診がなされましたが、結果的に、みずから手を挙げる地域はなかった状況で、一般に言われております迷惑施設と言われるゆえんは、このような現実を見てもわかることでありまして、これらの施設を積極的に誘致する地域がないのが現実であります。

しかしながら、これらの施設は、人間が生活していく上で、1日も欠かすことのできない必要不可欠な最も重要な施設であることも現実であります。

このような状況の中で、行政の責任として施設建設に向けて、地域的条件等も含めた総合判断により、焼却場関係施設を住吉地区、汚泥再処理施設を坪地区と選定し、それぞれの地域の皆様と行政担当者による協議交渉が何度となく行われて、御理解と御協力をいただくことができ、整備計画が進んでいる状況だと認識をいたしておるところでございます。

焼却場施設関連に関して申し上げますならば、市長も御存じのように、旧芦辺町時代に、地域皆様の御理解と御協力により、平成5年3月に、厳しい環境基準に基づいた芦辺町クリーンセンターが完成して以来、厳しい環境保全等に基づいた厳しい管理のもと稼働運営がなされ、事故やトラブルもなく、今日に至っているところであります。

今回の施設建設に当たり、住吉地区を初め、周辺地域の皆様の受け入れの御理解をいただきましたのは、これまでの安全・安心な施設建設と厳しい管理運営に基づいた、長年にわたり築かれた行政側との信頼関係と、ダイオキシン類の規制値が、規制施設の100分の1以下という厳しい環境基準に基づいた施設整備基本計画を前提とした、施設建設に対して理解をされ、御了解をいただいたものと思っておりますし、私自身も、地域の公民館長会を初め、地域の皆様方に対し、これまでの状況を御説明申し上げ、御協力をお願いしてきたところであります。

このような経緯の中で、今回の市長の見直しの発言に対し、地域の皆様からは、不安と不満の声が上がっている状況であります。市長が言われております生ごみの分別による資源化という方向は、今後、取り組んでいくことも大事なことだとは思いますが、これも、市民の皆様や、事業所等の協力が全面的に得られることが大前提であり、相変わらず不法投棄も減らない現状において、市民の協力が疑問符がつく中での一方的な規模縮小による施設建設は、いろいろなトラブルの発生となりかねず、逆に、環境汚染を招くおそれさえあり、地域住民にとっては大きな不安であり、これまでの協定を見直さざるを得ないという声も上がっている状況で、私も心配をしているところでございます。

前にも述べましたように、1日も欠かすことのできない形態が絶対に許されない、このような重要な施設は、万が一のことも考えた万全の対策を講じて、施設受け入れに御協力をいただいた地域周辺の皆様の立場に立った施設整備をすることが、行政として当然の責任であり、ましてや、今後、壱岐でただ1つの施設となるのであれば、なお一層の配慮と対策が強く求められるところであり、無駄という名のもとでの一方的な規模の縮小は、地元周辺地域といたしましては不安だらけで、到底、受け入れ難い計画変更であります。

市長が発言されております、無駄を省くことということは、大変大事なことであり、今後、いろいろな面で積極的に取り組んでいただきたいことではあります。こと日常生活に直結した必要不可欠な一般廃棄処理施設に関しましては、想定外に接したということは絶対許されないことでありまして、万全の安全対策、トラブル対策を最優先として施設整備を進めていただきたいと、切に願う次第であります。このような観点から、次の質問をさせていただき、市長の見解と今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

まず、1番目に、平成18年11月に汚泥再処理施設建設予定地の坪地区、また、12月に焼却場関係の住吉地区、また、平成19年度に両施設建設予定地の周辺地域と、それぞれに公害防止協定書及び覚書等の締結がなされておりますけれども、計画変更の場合に、今後の取り組み・対応はどうされるのか。

2番目に、生ごみ処理施設は、どのような形で、どこに建設をされるのか、また、地域の協力は得られるのかお尋ねをいたします。

3番目に、他地区の既存施設の延長問題についてお尋ねをいたします。

この事業は、基本計画から完成まで5年以上の期間を有する事業ですが、計画の変更の場合、今後の期間の再延長に対して、各地域の理解と協力は得られるのか。また、それらに伴いまして、機械類の更新とか、修理とか、新たな費用の発生にはならないのか、お尋ねをいたします。

4番目に、計画変更の場合に、交付金はどのようになるのか。現時点での計画変更が手続上、可能かどうかお尋ねをいたします。

5番目に、生ごみの分別化による施設建設費と維持管理費についてお尋ねをいたします。

焼却場施設関係の建設費の削減額は大体幾らを見込んだのかお尋ねします。次に、分別による新たな施設建設費はどのくらいの費用が要するのか。次に、分別化により、新たに作業員とか収集車等が必要になると思いますけれども、新たに必要になる維持管理費用は幾らぐらいを見込まれているのか。次に、分別化による建設費の費用削減の総額は大体どのくらいになるのかお尋ねいたします。

6番目に、施設建設推進委員会の設置についてお尋ねいたします。

施設建設を進めるに当たり、周辺地域の安全及び環境の保全を図る必要性から、維持管理方法、

地域環境整備事業等を協議するために、地区・地域等の代表者をメンバーに入れた委員会を設置し、地域の意見を十分取り入れた上での施設整備を進める必要があると思いますけど、この委員会の設置についてどのように思われているのか、以上、お尋ねいたしますので、市長の見解をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 坂口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 坂口健好志の御質問にお答えいたします。

個々の御質問にお答えする前に、私の基本的な考え方と今日までの発言の中に、勉強不足によりますところの誤った知識によるものがございましたので、その点について、冒頭申し上げたいと存じます。

行政全般に言えることではございますが、特に、廃棄物処理行政につきましては、信頼関係が大事だと考えております。そのためには、情報を常に明らかにしていくこと、地元との約束事は最大限尊重し、遵守することだと認識いたしております。

このことを大前提として、私は、循環型の島づくりを主張してまいりました。その第1歩が、生ごみの分別化でございます。生ごみを分別いたしまして、堆肥として再生させ、燃やすごみの量を極力減らそうと考えているところでございます。

堆肥化と申しましたけれども、昨今の国際情勢を考えたときに、できるならば、畜産の飼料化も視野に入れた取り組みをすべきじゃないかと思っています。しかし、これは非常に技術的に難しいことではございますけど、そういったものも視野に入りたいと思っていますところでございます。

私は、焼却炉について、ごみのうち4割を占める生ごみを除けば、焼却炉を小さくできるのではないかと、単純に考えておりましたけれども、ごみ処理について勉強する中で、焼却炉は、一定の規模以下になりますと、安定燃焼が得られず、ダイオキシンの発生の危険があるということを知りました。先ほど、坂口議員がおっしゃいました、小さくすることによって、環境汚染が発生するんじゃないかということも知りました。これが第一の誤った考えでございました。

2番目の誤りは、生ごみが入らなければ、焼却するための燃料費がいらぬのではないかとということも申しました。しかしながら、点火の際には、確かに油は要るけれども、それからは、むしろ、温度が上がることによって炉が傷むということで、現在、生ごみを入れているのにもかかわらず、水も入れているという状況でございます。これが第2の私の知識のないところであります。

さらに、今回の計画は16時間運転ということでございます。私は8時間運転だと思っておりましたけれども、炉を小さくして16時間、運転するという、これにつきましても無知でござ

ざいまして、また、同時に、焼却場、最終処分場、あるいはし尿処理場までもが、1つの計画であるということにも、残念ながら私は知らなかったところであります。

したがいまして、焼却場、あるいはし尿処理場だけを問題にすることはできないということが現実でございます。

しかし、私は、生ごみを分別するという、ごみの量を減らすということ、これは大きな目安であると考えておるわけでありまして。これにつきましては、ぜひ、皆様方の御理解を得て、住民の方々の御理解を得て、生ごみの分別をして、40%に上る生ごみをぜひ分別したいと考えているところでございます。

これが私の最大の見直しと考えておるわけでございます。私が、ただいま申し上げましたことを踏まえまして、ただいまから坂口議員の個々の御質問に答えてまいります。

まず、最初の建設予定地区、住吉地区、坪地区及び周辺地域と締結した公害防止協定、覚書等に対し、計画を見直した場合、今後の取り扱いの対応はの質問でございます。

その前に済みません、坂口議員さん、1つだけ、見直しというのは、ゼロから見直すといったことはございませんので、見直しと言いましたけど、ゼロからは申しておりませんので、誤解なきようお願いいたしたいと思っております。

施設整備につきましては、既に環境省の承認がなされ、また、既存施設設置地域及び新たな施設整備計画地域との協定の経過を踏まえ、再検討をしているところでございます。

島内全域のごみ関係を処理するわけでございますから、地域との協定等は最大限、尊重しなければならないと考えております。継続中の事業でもあり、早急に整備の方針を決定し、関係機関の方々に報告をしたいと考えております。

2番目の生ごみ処理施設はどのような形で、どこに建設されるか。地域の協力は得られるのかという御質問でございますが、生ごみを堆肥化することによりまして、さらに資源として活用することができます。それから、焼却量の減少、CO₂の削減につながるものと考えております。

まず、事業系のごみから試験的に、事業系でございますから、旅館あるいは食堂、あるいは学校給食の残さということになりますけれども、試験的に堆肥施設のある地元の御協力を得ながら、既設の施設をまず利用させていただけないかと、検討をいたしておるところでございます。

3番目に、他地区の既存施設の期間の再延長に対し、地域の理解と協力は得られるのか。また、機械類の更新、修理等の新たな費用が発生とはならないのかという御質問でございます。

他地区の理解ということでございますけれども、特に、郷ノ浦町環境管理センターについては、地元委員さんからの御要望によりまして、公害防止委員会を開催したところでございます。

当施設におきましては、平成20年度までに、他に移転するとなっておったところでございますが、平成23年3月31日まで再延長をお願いして、稼働しているところでございます。

これ以上の再々延長は認められないと申し出が強くなされております。地域の方との協議を実施し、見直し等に対する御意見をいただきたいと考えておりますが、これまで長期にわたり施設の稼働をさせていただいておりますし、今まで、締結済みの協定等についても遵守すべきと考えております。今後、勝本町クリーン&リサイクルセンター、石田町環境美化リサイクルセンターの地域との協議も必要になってまいります。整備の方針を決定した時点で、協定等に変更がある場合は、十分な協議と合意の上に対処させていただきたいと考えております。

また、機械類の更新、修理等の新たな費用も発生してまいりますので、それらを踏まえ、再検討をしているところでございます。

4番目に、計画を変更した場合、交付金はどうなるのか。現時点での計画変更は手続上、可能かという御質問でございます。

新たな分別を実施する、いわゆる生ごみを分別するという事は、基本計画の見直しとなります。しかしながら、その場合は現施設の整備計画がおくれるということになります、はっきり計画変更ということになります。しかしながら、そのようなことにならないように、方法を模索しておるところでございます。

まず、生ごみの堆肥化を試験的に実施することは、基本計画の見直しにならないと、試験的にやることはならないと思っておりますので、交付金返還の対象にならないと考えております。交付金の返還にならないような方法で模索をしていきたいと考えているところでございます。

5番目に、生ごみ分別化による建設費と維持管理費の御質問についてでございます。

生ごみ分別による焼却量の減少、また、分別に伴う施設整備費等のそれらの費用は、現在、精査しているところでございますけれども、リサイクルを推進する場合、新たな取り組み、そして、新たな経費が発生してまいります。分別することで経費がかかるということは事実でございます。

しかしながら、今日の地球温暖化防止を考えたときには、だれかが地球温暖化の防止をやるんだということではなくて、いわゆるごみの総量の40%の生ごみを焼かないことによって、やはり私たちがCO₂の削減に努めていかなければならないなと思っているところでございます。

ごみを分別してリサイクルを実施する場合に、市民あるいは事業所の方への協力はもとより、収集についての費用は、当然のごとく発生してまいります。したがって、これらについては増額になってまいりますわけでございます。循環型社会の構築を目指しております私としましては、費用対効果も大切だと思っておりますが、生ごみ堆肥化によるリサイクル事業も重要であると認識しております。可燃ごみの中で40%を占める生ごみの分別、リサイクルすることによりまして、現計画の先ほど申しました16時間運転でございます。それを限りなく8時間運転に縮めることによって、経費の削減をしていきたいと思っているところであります。

市民の方々及び事業所の方々の御協力を得て、この事業に取り組んでまいりたいと考えており

ますので、御理解をお願いいたしたいと存じます。

6番目に、施設建設推進委員会の設置についてでございますけれども、これにつきましては、御提案のように、施設建設するに当たりまして、地区・地域等の代表者をメンバーに入れて、広く意見を聞く必要がある、より多くの意見をお聞きし、情報を公開しながら事業を進めていくべきと考えております。整備の内容を決定次第、壱岐市ごみ処理施設建設推進委員会要綱により、住吉地区振興協議会の代表の皆様等による推進委員会を立ち上げ、周辺環境の保全を図り、施設の整備内容について協議をさせていただき考えでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂口議員。

○議員（11番 坂口健好志君） 今、市長のお話にもありましたけれども、今までの認識を改めて、見直しも考えているということでございましたけれども、私は、分別化に反対と言っているわけじゃないんですね。それで、分別は分別で今おっしゃるように、今から環境問題に取り組まなきゃいけない問題ですから、それはそれで結構だと思うんですけども、今まで言われていたことが、焼却がむだだから、むだな経費を省いて分別の方に回すとかいうようなイメージに、結構、聞こえたんですね。

そういう面で、それはそれで取り組まれていいと思うんですよ。そのために、焼却施設の規模を縮小するというのは、私はどうかと思うんですね。

と申しますのは、今回の計画の施設の規模は、御承知のとおり、循環型社会形成推進交付金を受けるために、国の目標値にあわせて、その削減率の目標値を定めて、その達成に見込んだ上での規模ということだと思うんですね。

それで、それをまたさらに縮小した場合に、もし、それがさっき言いましたように、達成できなかった場合は、逆に、能力オーバーになって、ごみがたまるということになるわけですね。

そういうことを考えていた場合に、ものすごく不安になるんですね、地域周辺としては。それから、今、外国からの漂着ごみなんかも大分ふえています。今までは、大体壱岐の現状では、まあ二、三割が島内の焼却施設で処理されていたということを聞いておりますけれども、これが、破碎処理施設とかできるようになるわけですから、そうした場合は、粗大ごみなんかも、そこで処理したら、地区内の焼却施設で処理するように当然なると思いますから、そういうごみもふえてくるわけですけど、そういう漂着ごみなんかは、この数量に入っているのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 前段の生ごみの処理の経費を焼却炉を小さくして、それから捻出すると

いうそういうことではございませんで、先ほど申し上げますように、ある一定の規模、今、6.5トン、2基ということを計画されておりますけれども、ある一定の規模、その規模ではなからうかと思うわけですが、それより小さくすると、むしろ危険だということは認識をいたしております。

したがいまして、その焼却炉を小さくするかどうかというのは、もう少し時間をいただきたいわけですが、そのことによって、その金を生ごみ分別に当てるとのことじゃございませんので、御理解いただきたいと思っております。生ごみを分別するにはお金がかかると。それは、経費はかかるものとして認めていきたいということでございます。

それから、漂着ごみ等につきましては考えておりません。ただ、今、1日30トンを出ている。それを4トン減らして、1日26トンもつということでございます。それを私は先ほどから生ごみを40%、できるならば、分別すれば、30トンの0.6掛けですから、18トンになります。18トンになりますから、今、おっしゃるように、もし、漂着ごみを焼却をしなければならない事態が生じましても、対応できるんじゃないかという気がいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂口議員。

○議員（11番 坂口健好志君） まず、1番目の公害防止協定書、覚書等については、地域の信頼関係を尊重して守るということを前提として進めるということで、よろございますか。

それで、これもまた、焼却関係に対して言いますれば、先ほどから、話をしております規模を縮小した場合は、地元としては受け入れられないという意見もあるわけですが、これは、地元の意見を尊重するという事は、そういうことも協定書に合わせて進めていくということで、取り組んでいくということでいいんでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 住吉地区につきましては、協定書の中に、はっきりと機種、容量まで書いてございました。それは、私、市長になってから見せていただいたわけですが、事実、書いてあるわけでございます。

そこで、私は、先ほど申しました郷ノ浦町の23年3月31日までという期限もでございます。その中で、例えば、今のお約束をしているものよりもすばらしい最新技術の機械が、もしあったとした場合、そういったものをして、もし、住吉地区が受け入れていただけるならば、それに変わるという気持ちもございませぬけれども、その期間とそれから約束の中がございませぬ。ですから、住吉地区の方々が、相ならんと言われれば、それを覆すだけの力は私にはないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂口議員。

○議員（11番 坂口健好志君） ずっと関連しておりますから、市長が、今、進んでいることをこれはこれとして認めて進めれば、今、はっきりしたのは問題ないわけですね。また改めてということになれば、いろいろな問題が関連してくるわけですが、先ほど言いましたけど、焼却ごみも、今、おっしゃるようなことで、理想どおりというか、目標どおりに進んでいけば、もう、これで問題はないでしょうけど、先ほどから述べましたように、どういうことがあるかわからない。また、それも、市民の協力、いろんな協力があって初めて達成できることでありますから、そういうものも含めて考えていただきたいという気はするわけですね。

そういう意味で、もうちょっとその辺も、また、認識を変えていただいて、いい方向にやっていただければと思うわけですよ。

それで、交付金とかいろいろな問題にもなるわけですが、これ、先ほど言いますように、こういうのはしながら、また、分別の経費も安くしてできることがあれば、そのような取り組みでもいいんじゃないかと私は思うんですけれども、そういうことも含めまして、できるだけ今までの流れをずっとそのまま計画どおりに進めながら、いろいろな面に影響がなくて、いい方に改善できるものが、できていけば何よりと思っておるところでございます。

そういうことで、機械類も、ちょっとレベルを落としたり、能力いっぱいフル稼働をしますと、逆に早く傷みますし、修理も早く来ますし、後で、維持費、管理費が高くて、逆の面も考えられるんじゃないですかね。

やっぱり、そういう意味で、ある程度、余裕を持ってやるのが、今度は20年間という耐用年数を見込んでいますので、そういう面も考えますと、たちまちのことだけを考えてやっていただいて、当初の金額を絞って、そして後で、いろんな問題が起きて、維持管理費が逆に高くなるということも考えられるわけですから、その辺は、考えようの違いですけども、その辺もどう思われるか、よろしくをお願いします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） その辺も十分考えてみたいと思っておりますし、近々、住吉地区とお話し合いもする機会も予定されております。十分話し合って、お互いが気持ちよく事業が進行するように努力をしてみたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂口議員。

○議員（11番 坂口健好志君） 市長も、大分考えを改められまして、前向きに取り組んでいくということでございますので、ぜひ地域、先ほど言いましたように、受け入れてもらうところがな

ければ、こういうのは進まないのが基本ですから、やはり、そういう受け入れてくれた地域のことは、第1の立場に立って、やはりやっていただきたいと、こういう気がいたします。

そういうことで、もう一回、確認しますが、このまま計画を進めていかれる場合に、この協定書、覚書等に従って進めていかれる場合は、環境保全とか、交通安全対策の連絡道路網の整備とか、そういう覚書等に基づいた、地域振興策のような覚書に関するものは、尊重して、今後、最優先事業として進めていただきたいと思っておりますが、その辺は確認をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申し上げましたように、地元と本当に、十分話し合いたいと思っておりますし、地域振興策につきましても、覚書、いわゆる事跡が残っておるものについては、それはやっぱり守っていかないかと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂口議員。

○議員（11番 坂口健好志君） 前向きな発言をしていただきましてありがとうございます。ぜひ、地域住民の立場に立って、また、もちろん市民の立場に立って、いろんなトラブルがない施設になるように、進めていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

以上で終わります。

〔坂口健好志議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもって坂口議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時25分といたします。

午後2時15分休憩

.....

午後2時25分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番、坂本拓史議員の登壇をお願いいたします。

〔坂本 拓史議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5番 坂本 拓史君） きょうは、私の出演時間は4時ぐらいを予定しておりましたが、1時間ほど早く回ってまいりまして、最後でございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告の2点につきまして、市長の御回答をお願い申し上げるところでございます。

ただ、きょうは、けさほど、同僚議員の方から、農業関係については、特に同じような、重複するような質問がっております。私も、ちょっと戸惑っておるわけですがけれども、なるべく避けて話したいというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

まず、1点目でございます。農業、とりわけ畜産振興等に対する市長のお考えをお聞かせを願いたいと思います。

御承知のとおりであります。また、先ほども話がありますが、今月の初旬に行われました子牛市におきましては、総平均価格が4万1千500円ということで、前回は5万1千100円でありましたので、金額で約9万6,000円の落ち込み、そしてまた比率で80.19ということで、飼育の農家から見ると、非常に厳しく、将来に不安を抱かせるような状況となったということは、私が言うまでもないところでございます。

当然のことながら、農業、特に畜産業、この島の経済に、今、大きく寄与をしておるということで、今後、牛価の動向次第では、この島の経済を初めいろいろな場面で後退や衰退があるんじゃないかというふうに懸念をしております。

一部、見方によりましては、一次的な下落ではないかという、希望的といえますか、楽観的な考え方もあるわけでありまして、それを私も否定するわけではありません。そうありますけども、今回、こうして急落をしたことに対して、市長はどのようにとらえておられて、また、どのような考えをお持ちかということも、後もってお聞かせを願えればというふうに思います。

さて、今回の子牛相場の急激な下落は、世界的な穀物の需給逼迫に端を發したというふうに言われております。配合飼料等の価格が今後もまだまだ上昇傾向にあるというふうにも、また言われておる中で、今後、一層、畜産経営はあすの厳しさを増すのではないかなというふうに考えられますし、このような状況の中、同僚議員の話もありました、いわゆる繁殖牛8,000頭の目標、これも、本当にできるのかと。むしろ7,000頭維持も、このままでは非常に危ういんじゃないか、懸念されるのではないかというふうに思っております。

さて、本年4月の時点で、島内の飼養状況を見ますと、飼養戸数で1,085戸、そして12カ月以上、いわゆる繁殖牛ということになるわけですが、これが7,190頭という数字になっておるようです。少し伸び悩みもしておるのかなというふうに思います。

同時に、65歳以上、いわゆる高齢化されている飼育農家が434戸ございます。全体の40%、頭数で2,127頭ということで、全体の30%というふうな結果になっておりまして、あわせて、4頭以下の小規模の飼養農家が、60%を超えておるといような数字も出ておるようでございます。

これらから考えますと、このまま、牛価が低迷をしたり、あるいは飼料が高価格で生産コスト

がますますかかるようになると、いわゆる、今まではもうかる畜産であったわけですが、ここから遠のくというか、飼養頭数自身もさらなる減少を起こすのではないかと。

ひいては、小規模農家や、あるいは高齢化されている畜産農家を含めて、いわゆる廃業とか撤退が進行するというところで加速をするのではないかと、そのような心配をいたしておるところでございます。

さて、市長は、先般の所信表明あるいは施政方針の中で、壱岐牛が高評価にあって、関係者、それから畜産農家に対して非常に敬意を表されておりました。あわせて、今後、壱岐牛については、はっきりと、ぜひとも日本一を目指すという力強く宣言をされております。

また、先ほど来、出ておりますとおり、財政再建、健全化の名のもとに、無駄遣いの排除、歳出の削減抑制、それを前面に打ち出されております。まさしくそれはあるべき姿であると、市長としてあるべき姿であるというふうに私も理解をし、また、協力も惜しまないところでございます。

ただ、しかしながら、産業の振興、あるいは雇用、観光、そしてまた、先ほど来出ております教育関係、このような場面においては、ぜひ、必要なものは今以上の投資をしていただいても達成を図ることが大事だと、そのような決意で望んでいただきたいというふうに思っております。

それから、平成24年に全国和牛能力共進会が長崎県で行われるわけですが、市長言われる日本一を目指すには、この厳しい時期に畜産振興保護対策が、もう必然的であるというふうに、今が一番肝心なときであるというふうに思っております。

財政状況の厳しさ、今、申し上げますとおりでございます。理解はいたしておるつもりですが、例えば、例えばですよ、市独自の配合飼料等に対する価格の補てんができないか、あるいはその他、何かいい知恵でもって、何とかこの場をしのぐような政策がないかということをお尋ねをしたいというふうに思っております。

あわせて、生産基盤の維持強化、それから経営の安定のために、関係機関いろいろあるわけですが、JA等も含めて、国あるいは県に対する支援策を引き出していただくと、そういう引き出す力強い取り組みをぜひ市長にはやっていただきたいというふうに思っております。市長の御決意を後もお聞きいたしたいと思っております。

それから、もう一点、これからの産地規模拡大についてでありますけれども、当然、後継者対策が急務であるというふうに思っております。先ほど言いましたけれども、現在、農家、畜産農家の就労年齢は1,085戸のうち40%の435戸が65歳以上というふうになっております。

一方、少数でありますけど、最近では、国・県の補助事業を利用して、また、リース牛舎等によって、後継者あるいは新規参入による若い人が、この畜産事業に取り組まれておるといった実態

もあります。これは本当に頼もしい限りであります。

しかしながら、今後、この高齢化が一層、加速進行し、農業からその方々が、いわゆる65歳以上、今後、年をとっていかれる方々がリタイアされるときに、これはもう確実というふうに思われます。目指す8,000頭、あるいは日本一の産地づくりには、これらが大きな障害になるのではないかというふうに考えます。

そして、これをただクリアするためには、まずは後継者を先ほど言いますとおり、育てること。それから、1次産業雇用の場と、雇用創出の場という位置づけをよく言われるわけですがけれども、その確保という視点からも、非農業者も含めて新規参入を促して、その目的を達成できるよう、その組織も今、つくっていただくことが必要ではないかなというふうに考えますが、市長の御見解をお願いをいたしたいと思います。

そこで、1つの提案でございますけども、市による団地化されたリース牛舎の建設、こういうのを提案いたしたいと思います。いわゆる市でもって造成をして、リース牛舎を団地化する、そこに参入をしていただく。まあ安く貸し出して経営をしていただいて、後継者対策等をしていただくと。そして、先ほど言いますように、揺るぎない産地づくり、そして農業振興、雇用の創出、こうした環境整備をぜひつくるのが、今、必要だと、繰り返しますが思います。今の時期だからこそ、やるべきではないかというふうに思いますが、市長のお考えをお願いをいたしたいと思います。

前段が長くなって申しわけないわけですが、もう一点、最後に、へい獣処理の建設であります。

昨年度の処理状況を見ますと、芦辺の処理場が成牛4頭、子牛の数が88頭、合計で92頭です。それから、石田の処理場を見ますと、子牛44頭。要するに、埋葬されたのが合計136頭、昨年度だけで埋葬されております。

御承知のとおりだと思います。芦辺、石田、両方とも、非常に手狭で、近い将来、満杯になるのではないかなというふうに言われておりますし、と同時に、地元からの環境問題に対する不満と不安が大変出てきておるような状況であります。

この件は、もう本当数年前から、いろんな方が言っておられましたし、私も何度か質問をしたことがありましたが、もう、ぼちぼち、この懸案事項も解決をされていいんじゃないかということで、今後、どのようにお考えかをまずお尋ねをしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 坂本議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

牛価の急落と飼料等の高騰によりまして、畜産農家が非常に厳しい状態にあると。団地化リース牛舎の建設はできないかという御質問でございます。それと、へい獣処理の御質問でございました。

畜産につきましては、先ほどの豊坂議員の質問でも述べましたとおり、急激な値下がり、今後の動向を気にかけてつても、農家の意欲と経営所得保持のため、和牛改良対策事業、増頭対策事業等に取り組み、揺るぎない産地づくりに努めてまいります。

背景にあります原油高騰、地球温暖化対策のバイオ燃料生産や投機マネーなども複雑に絡み、穀物相場の上昇による飼料代の高騰、枝肉相場の低迷等によりまして、肥育農家が経営圧迫され、その影響で子牛価格が全国的に急落している状況でございます。

国内では、相次ぐ食料品の値上げによりまして、牛肉の消費低迷にもつながっておりますので、今後の社会情勢の動向を待たざるを得ない面もあると思っております。

畜産農家の皆様には、壱岐牛は全国的に高い評価を受けているという自信を持っていただき、飼養戸数の維持、増頭推進とあわせ、一年一産、事故率の低下など、農家みずからができるコスト削減対策を講じながら、この難局を乗り切っていただきたいと存ずる次第でございます。

ただし、高齢化に伴う飼養撤退はとめることは困難でございますけれども、増頭意欲のある農家の支援は、今後とも続けてまいります。

先ほど、御提案がありました具体的対策と申しますのは、なかなか見出せないわけでございますけど、費用対効果等を考えまして、関係者の皆様方のお知恵をいただきながら、あれもこれもではなくて、あれか、これかという重点的な施策を実行していきたいと思っております。

また、国・県への働きかけは当然でございます。国・県といたしましても、メニューがございます。壱岐に適したメニューがございましたら、そういったものについて強く働きかけていきたいと思っております。

また、非農家の参入についての御質問がございました。現在のところ、働く場所等もなかなか少のうございますので、そういったことについても、議員御提案のリース牛舎等の団地化ということがあるのでございましょうけれども、壱岐市が事業主体となって、リース牛舎の整備事業をする、これは考えておりません。やはりJA、農協なりのリース牛舎の建設につきましては、支援をしていくという姿勢にかわりはございませんけれども、壱岐市自体が事業主体になるということは考えていないところでございます。

次に、へい獣処理の件数について、どのような見通しかということでございます。

現在、壱岐市内においては、子牛を中心に、先ほど、石田、芦辺の例もございましたけれども、市内全部で申しますと、約400頭前後の死亡事故が発生している状況でございます。月例24ヵ月以上の死亡牛につきましては、現在、家畜保健所において、BSEの検査をしました後、

焼却処理をされておりますけども、それ以外の牛は、へい獣処理施設に埋葬処理、または本土の化製場へ送り処理されております。ここは大村でございますけど、処理をされておるところでございます。

また、既存のへい獣処理施設につきましては、現状の飼育頭数から見ても、処理施設そのものが狭隘であり、開設は旧4町時代のもので、施設周辺住民との合意形成の中で設置されておりますために、施設ごとに、死亡牛の受け入れ対象地域が限定されていて運営がなされております。

一方、既存施設も飽和状態になっておりまして、今後の死亡牛の埋却処理が極めて厳しい状況でございます。この死亡獣畜は、法的には産業廃棄物でございますして、廃棄物法に基づく適正な処理が義務づけられております。

今後は、廃棄物法に基づく死亡獣畜の適正な処理を円滑に実施し、さらには既設埋却場における周辺環境汚染を懸念する声を解消し、市内における畜産農家が安心して畜産経営ができるような体制をつくる必要があります。

現在、死亡牛の埋却処理は、設置場所、あるいは環境問題等を考えますと、さまざまな問題が起こってくると思われれます。今後、死亡牛の処理対策としまして、一時貯冷保管施設を整備し、いわゆる冷凍をいたしまして、本土の化製場まで一定頭数ごとの搬送処理委託方式の計画を進めてまいりたいと存じております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） 帳面どおりのお答えをいただきまして、現状把握は十分されておるといふふうに思っております。あれもこれもせろということは、私も思っておりません。特に言ったのは、さっき今、リース牛舎の話でしたが、事業者としては、市がやるという考えはないということでした。後もって触れたいと思います。

特に、国・県の補助事業支援、当然、これは有効に使っていただきたい。当然農業等も含めて、それは農家に十分伝えていただいて、なるべく有効なものを使うように仕向ける努力をしていただきたいということをお願いいたすわけでございます。

それから、市長も言われておりましたけども、きのう、きょうの新聞に、子牛生産農家、いわゆる繁殖農家を対象とした新たなる経営安定対策の追加緊急対策事業ですかね、そういうものをおおむね合意を得たということで記事が掲載されておりました。

一生懸命伝えていくということでしたが、市長、こういう時期であるからこそタイムリーに、市長はみずから、これは産地の代表ですから、市長は。そうした意味からも、関係機関と連携をとっていただいて、今ある支援策じゃなくて、その次の支援策等をぜひ実現できるように、働きかけをやっていただきたいというふうに思います。

そのような市長の姿、行動を見ることによって、また、畜産農家も、よし、もう一回、がんばってみようかと。この難局を乗り切るために、バイタリティーがまた出てくるのではないかなというふうに思うところですが、その辺、市長、どうお考えですかね。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おっしゃるとおりでございます。

新しいメニュー、そしてまた、情報をいつも早目にキャッチをして、通達が来てからではなくて、インターネット等で情報をキャッチした時点で働きかけていくと、そういう態度で臨みたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） そういうことで、早目早目の対応、そして、市長みずから日本一を目指すと言っておられますから、そこはぜひお願いをいたしておきたいと思えます。

リース牛舎の団地化であります。特に、個人で新規に建てるということになると、当然、金もまずかかります。それから、最近では、先ほど来、出ているような環境公害問題があつて、どこにでも建てるというわけにいかないというのが、最近の現状になっております。

と同時に、増頭のための経費、あるいは初期投資等、足かせになって、もう思いはあつても、なかなか踏み込めないという実態もあるというふうにお聞きをいたしておるところであります。

それから、現在では、個人の庭先とか、割と近いところに、皆さん、牛舎があるわけですけども、今後、新しく建てても、もしも住む方が高齢者で、いずれはリタイアする。そして、その後、後継者がいないというようなときは、その牛舎自身も、廃屋みたいになつたり、実際、今でもそういうのがあるわけですが、そういう状態になることも考えられます。

確かに、事業主体でやるというのは、当然、お金の問題もありますので難しいとは思いますが、当然、農協等とも相談をされて、何らかのいい形で、そういう団地形成ができれば、私は、それなりの効果が出てくるというふうに思いますし、団地化すれば、また次の方に、また貸すということもできます。そうした意味からも、どうか研究課題として、今後、取り組んでいただければということをお願いをいたしておきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 確かに、個人の庭先につくれば、やめるときに活用法がないと。団地化しておれば、そこに新たに、入っていけるということは考えられると思えます。

私の近くに勝本町の方が、2戸共同でつくってあるところがございます。確かに、ああいうふうになれば、もし、そこがなくなっても、いわゆる通って牛飼いでできるなという気がしております。ひとつJA等々とも協議の上、今から建てる、そういった牛舎につきましては、やはり検討していかなければならないと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） ぜひ、研究をしていただいて、できる限り日本一になれるような体制をつくっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、へい獣処理でございますけども、結論から言うと、一時貯冷施設ですか、これに保管をして島外に出すというお答えであったと思います。

確かに、島外に、今でも当然出されておるわけですけども、環境問題、いわゆる相手方が受け入れられないという状態が、いずれは来ると私は思うわけですね。自分のところで当然やるべきだと、そうしたことも考えられます、畜産基地ですから、ここは、日本一の畜産基地になるのには、やっぱり規模拡大のためのこれは必須条件と私は思います。

ぜひ、焼却等々含めて、いろんな施設が今、できております。当然、合意形成が必要ですので、簡単には思いませんが、さっきも申します、ここを日本一にするためには、当然、必須の条件としてそうした施設をつくるべきというふうに考えておりますので、また、次回にでもお聞きをいたしたいと思っておりますので、いろいろと研究をしていただきたいというふうに思います。

それでは2番目に移りたいと思います。

次は、福岡都市圏における壱岐市の活動拠点の設置ということでございます。

御承知のとおりでございますけども、本年3月に、長崎県の福岡事務所が閉鎖・撤退をされたという状況があります。非常に私は残念だなというふうに思っておりました。特に、この事務所の仕事については、当時は、県の職員として壱岐から職員を派遣して、まあ派遣されて、そして、その福岡事務所の職員として、長崎県及び壱岐市の営業活動を行うというようになっておりました。

そのような位置づけの中で、福岡における長崎県及び壱岐市の友好な情報の発信あるいは情報の収集、そして観光物産に関するPR、イベントの支援、そしてまた営業活動、それから人の交流ということで、福岡壱岐人会、あるいは福岡市役所の中にもあります壱岐人の会があるわけですけど、それらの方々とのパイプ役として大変有意義な活動ができていたというふうに思っております。その効果は、いろんな場面で発揮されておったわけですけども、しかしながら、今言いますように、閉鎖という残念なことになりました。

情報の発信・収集能力は、少し低下をしたんじゃないかなというふうに懸念をしておりますけ

ども、市長、この辺はどのように感じておられるか。閉鎖が市長になられる前でありましたので、ちょっと難しいところもあるかと思いますが、何か考えておられたら、後でもってお願いをいたしたいと思います。

福岡都市圏というのは、当然、私が言うまでもなく、いろんな意味で壱岐市にとっては大きなマーケットというふうに思っております。今後、壱岐市単独の涉外活動といいますか、情報発信、あるいは収集のための拠点といいますか、いわゆる壱岐市の福岡事務所が何とか設置できないかというふうなことを考えておりますが、市長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

それから、御承知のとおりでございます。合併前に取得をされておりました壱岐会館用地がありますね。現在、福岡コンベンションセンターの駐車場に、今、提供をされて、たしか間違いがなければ、賃貸料が年間360万円ほど収入として当市に入ってきておるというふうに思っております。

この件ですが、これは一部、もしかするとわさだけで、正確な情報ではありませんけども、このことについて、福岡市でしたか、福岡県でしたか、購入を何か希望しておると、買い上げを希望しているというような話をちょっとお聞きをいたしました。

もしも、そうであるならば、過去に壱岐市からの通勤圏構想というか、そういうような中で、そこに仮の宿泊施設をつくってという話もあったようですけども、現在の情勢状況から見て、しかも、大都市福岡の状況を見ると、ビジネスホテルあるいはカプセルホテル等たくさんあります。当然、今は必要ないというふうに認識をいたしております。

むしろ本当に購入希望があるのであれば、思い切って手放して、その資金により、先ほど言いましたような、集客力、あるいは効果のある場所に、できれば、少し物販等の販売ができるような場所が、テナントとして借り受けられれば、そちらの方がいいのではないかと。それによって、涉外活動、情報発信・収集のための拠点施設、いわゆる壱岐市福岡事務所を設置することができるんじゃないかというふうに考えますが、市長の何か構想がありましたら、お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、もう一点、通告をいたしておりましたけども、ふるさと応援基金であります。

きのうの同僚の議員から、質疑の中で、その詳しい説明がございました。重複をいたしますので、あえて回答は求めませんが、もしも何か用意をされてあるのであれば、それはそれでひとつ御回答を願えればというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 福岡都市圏における壱岐市涉外活動拠点をという御質問でございます。

長崎県は、財政健全化を目指す収支構造改革の一環といたしまして、福岡事務所を本年の4月から廃止をいたしました。これは、同施設の年間賃借料が約1,000万円、かかっておったわけですが、この1,000万円を削減するというのと、今まで実施した事業については、高速道路網の発達によりまして、長崎福岡間は短時間で移動できるということで、本庁から福岡への出張で対応できるということで、事務所が閉鎖されたものでございます。

福岡事務所には、今まで、県職員2人と、市町派遣の職員の2人、計4人が常駐をいたしておりました。主として物産観光PRや企業誘致を担当しておったわけでございます。事務所の廃止の情報に接した壱岐観光協会ほか10団体は、存続促進の陳情がございましたけれども、廃止ということになったわけでございます。

壱岐市からは、合併直後から、継続して職員1人を派遣しておりましたけれども、これを受けて、今年度から引き上げているところでございます。本市単独で事務所の設置を検討をしますとしても、先ほど申し上げました1,000万円という金額を要します。事務所があれば便利ではございますけれども、現下の財政状況では、単独設置ということは厳しゅうございます。

しかしながら、幸い、福岡都市圏には、高速船で1時間という距離でございます。費用対効果も考慮して、用務に関しましては、出張で対処したいと考えているところでございます。

なお、現在、福岡市役所に、平成17年7月から、職員1名を派遣しておるところでございます。物産観光PRや情報収集等は、ある程度、確保ができるものと考えております。

また、私は、今回の福岡壱岐の会で、吉田市長に対しまして、郷ノ浦山笠に来てくださいよという案内をいたしました。結果として、御本人はお見えにならないようでございますけど、そういったこととか、あるいは福岡壱岐の会の方々を大いにある意味、利用させていただいて、職員のみならず、そういった方の情報等もぜひ活用する必要はあるんじゃないかなろうかと思っているところでございます。

次に、壱岐会館の用地でございますけど、昭和53年10月に土地を取得いたしまして、現在では、財団法人福岡コンベンションセンターに年額305万4,477円で貸し付けているところでございます。

実は、今年の2月22日に、その福岡コンベンションセンターから、壱岐市を訪れられまして、昭和64年建設の現在のプレハブが雨漏りするので、賃借料のままで、今の現在の土地を借りたままで、恒久的な建物を建設したいということを言って来られました。

計画としては、今月の五、六月ごろまでですから、もう来ているわけですが、概略の青写真を作成して提案したいとのことでございまして、コンベンションセンターの提案を受けて、本市の方針を決めたいと存じます。まだ、参っておりませんので、参りましたら検討いたしまして、壱岐市の方針を決めたいと考えているところでございます。

ただし、壱岐市が必要なスペースを確保したい。例えば、今のこれは確定じゃございませんけれども、コンベンションセンターは、意向として、共同で建てたいというような意向があるようでございます。しかし、これは確定でございませんので、御参考までということにさせていただきます。

ふるさと応援基金につきましては、申しましたように、各壱岐人会等々に、会合の折に私が申し上げておりますし、文章をもって発送をするということで、極力、インターネットのホームページを利用いたしまして、1人でも多くの方々が壱岐にふるさと納税していただきますように、お願いをすることでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） 残念ながら、私の質問自身も非常に金がかかるような話ばかりをお願いをするような話で、追いついては、市長も当然、うんとは言われたいという覚悟はいたしておいたわけですが、ジェットフォイルの高速船があつて、福岡まで出張対応でやりたい。あるいは壱岐人会の皆さん方と協力してやりたいというような話もありました。

と同時に、コンベンションセンター、共同で建てたい、これは非公式なんだろうというふうに思っていますが、そういう話もあるということでございますので、もしも何かそういう動きがあつて、そういう拠点ができるようなことになれば、ぜひ有効に活用していただきたい。

これは、せっかく壱岐会館としてつくる予定で、当然、取得はされておるわけですから、そうした方面に仕向けていただきたいというふうに、特に賃借料に関しては思っておりますので。

さて、市長、就任をされまして2カ月、きょうもいろんな質問がありましたですね。マニフェストで約束されております人件費の件、先ほどのごみ・し尿処理等の件、たくさんの項目があります。そのほかにも懸案事項が、もう数知れず存在しておるというふうに認識をいたしております。当然、一挙に解決できるというふうには、私も承知をいたしておりますませんが、先ほど言いますとおり、何らかの形で、また事務所が設置できるのであれば、情報収集、情報発信のために、ぜひ御検討を願いたいというふうに思っております。

それから、先ほど市長、マニフェストというか、農業関係のところでも話しましたが、マニフェスト、所信表明の中で、財政再建健全化を最優先ということで、無駄遣い・歳出の削減抑制を当然、訴えられて、私も、全然否定もいたすところではありませんけれども、ただ、今後の島の活性化、展望のもとに壱岐をつくるためには、やっぱり守りだけではなくて、攻めの姿勢をぜひ全面に出していただきたいなという気がしてならないわけですね。

今は、確かにもう厳しゅうございますので、なかなか思い切った施策も出しにくいというふうに思っておりますけれども、特に、外に対するPRとか、情報発信という営業活動は、もう先行

投資をしていただきたい。そうした意味でも、先ほどのような福岡事務所の話をしているわけですので、ぜひ、活性化につなげてもらうような思い切った市長の施策を打ち出していきたいなというふうにお願ひするわけですけど、何か市長の方から、その辺ありましたらば、お願ひをいたしたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 確かにおっしゃるように、守りだけじゃだめだと思っております。

その攻めの政策をするために、やはり無駄遣いストップ宣言をして、原資を蓄えたい。やっぱり「無い袖は振れない」わけでございます。

まず、体力をつけて、そして、攻めの行政をしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） 確かに、蓄えををしてからという考え方はあるでしょう。よく僕らもいろいろ車買うときとかなんとか、そういうこともありますけども、やっぱりチャンスは何度か来ることは来ると思います。ただ、今、やっておいて、数年後にその効果を見せるというやり方も当然あるわけですね。

そうした意味からも、ぜひ、今、後退というわけじゃないですけども、思いきった攻めの施策を出していただきたいなというふうに、今後は希望していたしておきたいと思ひます。また、いずれの機会にお聞きをいたしたいと思ひます。

また、壱岐会館の予定地ですけど、これは実は、本年の1月といいますか、これは毎年、行われております。先ほど、市長も言われましたけども、福岡壱岐の会の賀詞交換会に出席を私もいたしました。市長もたしか出席をされておりましたけども、その席で、過去、会長をされた方から、直接、ぜひ壱岐会館用地については、何らかの形で有効利用してもらいたいというふうな要望といいますか、「若い君らが何とか先頭に立ってやってみないか」という話をいただきまして、そういうことがあったものですから、先ほどのような話をしたわけであります。恐らく、市長もその辺は、ちょっとお聞きではなかったのかなというふうに思ひます。

ふるさとを愛する、こよなく愛する壱岐の先輩がそういうふうな表現でされましたので、何とか報いるべきではないかなということで、今、質問したわけでございますので、先ほど、コンベンションセンターと共同で云々という話、現実になるかどうかは別として、そういう時期が来れば、ぜひ前向きな検討をお願ひいたしておきたいと思ひます。

それから、最後にふるさと応援基金についてであります。

各地区の壱岐人会でのお話とか、今言われるとおりの、インターネット、それからチラシ等、全

国に乗りおくれないうようにという、きのう、総務部長の話もありましたので、当然、期待をいたしておるところでございます。

先ほどの壱岐事務所があれば、また、窓口としても有効に利用できるのではないかなという気もいたしておりますけども、特に、このふるさと納税制度というのは、大変いい制度だと私は思っております。私自身も、島外の知人には、しっかりと宣伝をして、また、協力をしてもらうように仕向きたいというふうに考えております。

必ず、ふるさと壱岐、あるいは壱岐自身に共感を持っていただける方がたくさんおられるというふうに思います。数え切れないほどの好意善意がたくさん集まりますように、ぜひ、市としても、万全の策で対応をしていただきたいというふうに思っておりますが、最後に、その件、もう一点、力強く決意を述べていただければと思います。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 坂本議員の励ましの言葉いただきました。ぜひ、そのようにしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） ありがとうございます。具体的な答えがなかなか出なくて、私も辛うございますが、また、いずれの機会にしたいと思っております。

ところで、市長、ときどき表情を見ますと、非常にお疲れのようにお見え受けいたしております。恐らく、激務で休みもなく公務に励んでおられると思っておりますが、こういう季節でもありますので、御自愛のほどをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思っております。

〔坂本 拓史議員 一般質問席 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、坂本議員の一般質問を終わります。

○議長（深見 忠生君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。これで散会をいたします。

傍聴者の皆さんには、最後まで傍聴をいただきましてありがとうございました。あしたも続けて一般質問がございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

午後3時06分散会